

第2次鶴岡市男女共同参画計画（案）

令和3年3月時点

鶴岡市

目次

1	計画策定の主旨と目標	1 ページ
2	計画の位置付け	1 ページ
3	計画期間	3 ページ
4	本市の男女共同参画の状況	
(1)	人口の状況	4 ページ
(2)	就業の状況	6 ページ
(3)	社会増減の状況	8 ページ
(4)	政策・方針の決定過程への女性の参画状況	9 ページ
(5)	男女共同参画に関する意識	10 ページ
5	計画の施策の大綱（基本方針）	19 ページ
6	計画の体系	20 ページ
7	計画の内容	

基本方針Ⅰ 男女共同参画意識の定着

施策の方向 1	男女共同参画を促す継続的な情報発信と学びの機会の提供	22 ページ
---------	----------------------------	--------

本市の活躍事例①（庄内ちえりあ）	24 ページ
-------------------------	--------

施策の方向 2	能力や個性を生かすための教育の推進	24 ページ
---------	-------------------	--------

施策の方向 3	一人ひとりの違いを認め、参加を促す社会の実現	26 ページ
---------	------------------------	--------

基本方針Ⅱ 一人ひとりが希望する働き方の実現

施策の方向 1	仕事と生活の調和をもたらす柔軟な働き方の推進	28 ページ
---------	------------------------	--------

施策の方向 2	雇用機会の充実と待遇格差の縮減	30 ページ
---------	-----------------	--------

施策の方向 3 将来を担う人材を惹きつけるしごとの創出	・・・・・・・・	32 ページ
本市の活躍事例②（鶴岡ナリワイプロジェクト）	・・・・・・・・	33 ページ

基本方針Ⅲ 誰もが活躍できる地域社会づくり

施策の方向 1 女性の政策・方針の決定過程への参画の促進	・・・・・・・・	34 ページ
施策の方向 2 地域活動への多面的な支援	・・・・・・・・	35 ページ
本市の活躍事例③（鶴岡市地域防災アドバイザー）	・・・・・・・・	37 ページ

基本方針Ⅳ 不安なく家庭生活を営むための環境の整備

施策の方向 1 子育てする人、出産を希望する人への支援の充実	・・・・・・・・	38 ページ
本市の活躍事例④（明日のたね）	・・・・・・・・	40 ページ
施策の方向 2 心身ともに健康な生活の確保	・・・・・・・・	41 ページ
施策の方向 3 高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくり	・・・・・・・・	43 ページ
施策の方向 4 DV の防止と適切な被害者支援の実施	・・・・・・・・	45 ページ
8 計画の推進	・・・・・・・・	47 ページ

1 計画策定の主旨と目標

本計画は、本市における男女共同参画のさらなる推進を目的に、各政策分野において重点的に取り組むべき施策や事業について、総合的・計画的に進めるため策定するものです。

本計画においては、第2次鶴岡市総合計画（以下、「総合計画」という）で定める「男女共同参画と互いに尊重し合う社会づくりの推進」を共通の目標として掲げ、4つの基本方針を柱として今後の5年間で推進する施策を取りまとめ、策定します。

目
標

男女共同参画と互いに尊重し合う社会づくりの推進

- 基本方針Ⅰ 男女共同参画意識の定着
- 基本方針Ⅱ 一人ひとりが希望する働き方の実現
- 基本方針Ⅲ 誰もが活躍できる地域社会づくり
- 基本方針Ⅳ 不安なく家庭生活を営むための環境の整備

2 計画の位置付け

(1) 鶴岡市男女共同参画計画としての位置付け

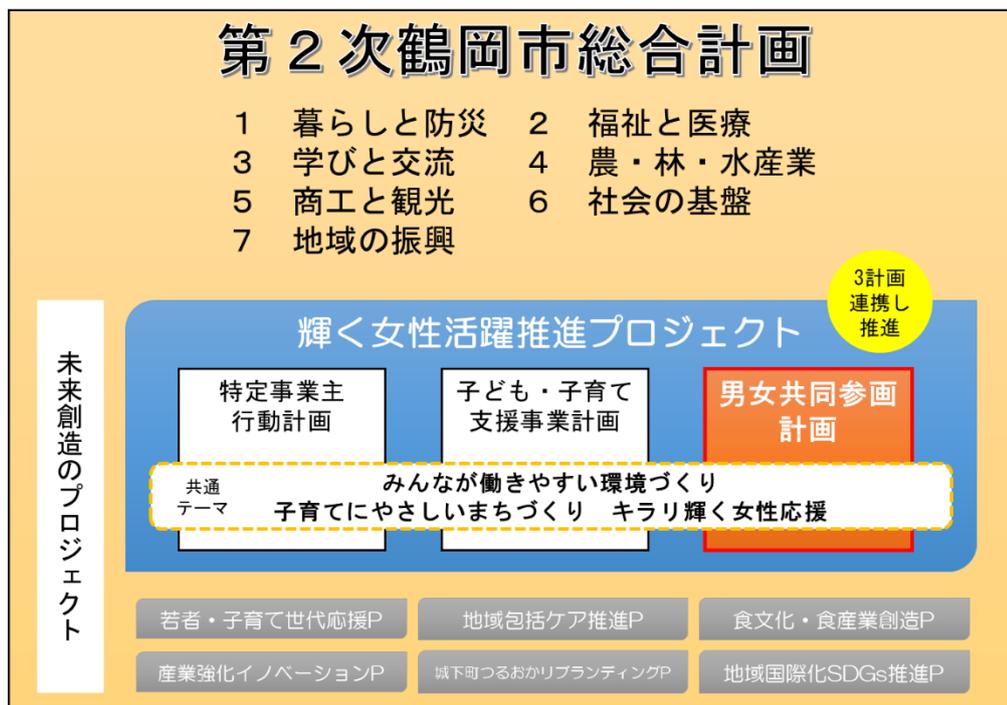
本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。

(2) 法令及び関連計画等との整合

本計画は、男女共同参画社会基本法、国の男女共同参画基本計画（第5次）及び山形県男女共同参画計画を踏まえ、総合計画及びその他の関連計画との整合を図り、策定するものです。

特に、総合計画では、未来創造のプロジェクト「輝く女性活躍推進プロジェクト」に属する個別計画として「特定事業主行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」とともに本計画が位置付けられており、共通テーマのもと連携してプロジェクトの推進を図ることとしています。

■総合計画（未来創造のプロジェクト）と男女共同参画計画との関係



(3) SDGs（持続可能な開発目標）としての本計画の位置づけ

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくものです。

本計画においては、SDGsのゴール5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」について、計画全体の実行を通して貢献していくべき目標とします。また、計画内の取組のうち個別に各ゴールに関連しているものは、対応関係を表記しSDGsの実現に向けて各取組を進めるものです。

■SDGs（持続可能な開発目標）



本計画に関連するゴール
(8つ)

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう

(4) 鶴岡市推進計画としての位置付け

本計画の基本方針Ⅱ「一人ひとりが希望する働き方の実現」のうち、施策の方向1「仕事と生活の調和をもたらす柔軟な働き方の推進」及び施策の方向2「雇用機会の充実と待遇格差の縮減」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

(5) 鶴岡市DV防止基本計画としての位置付け

本計画の基本方針Ⅳ「不安なく家庭生活を営むための環境の整備」のうち、施策の方向4「DVの防止と適切な被害者支援の実施」に関連する部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けます。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

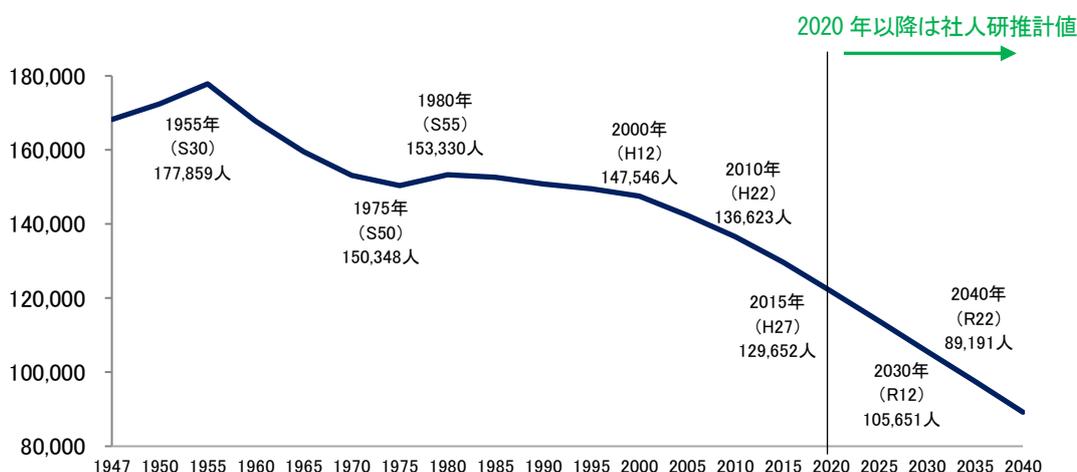
4 本市の男女共同参画の状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移と将来推計

本市の人口は、戦後の復興期から1955年（昭和30年）をピークとして増加し、その後、2000年（平成12年）まで、緩やかな減少傾向で推移しました。

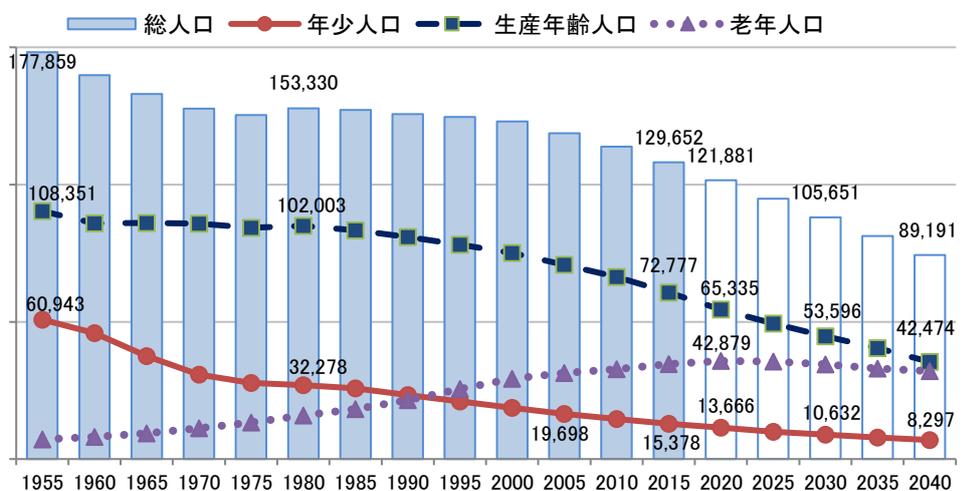
2000年以降は減少幅が大きくなり、2000年から2010年（平成22年）の10年間で、約11,000人（総人口の約7%相当）が減少し、依然その傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）では、本市の将来人口を推計しており、2030年（令和12年）には105,000人、2040年（令和22年）には89,000人まで減少すると予測しています。



※「国勢調査」及び「社人研推計値」より

② 年齢3区分別人口の推移と将来推計

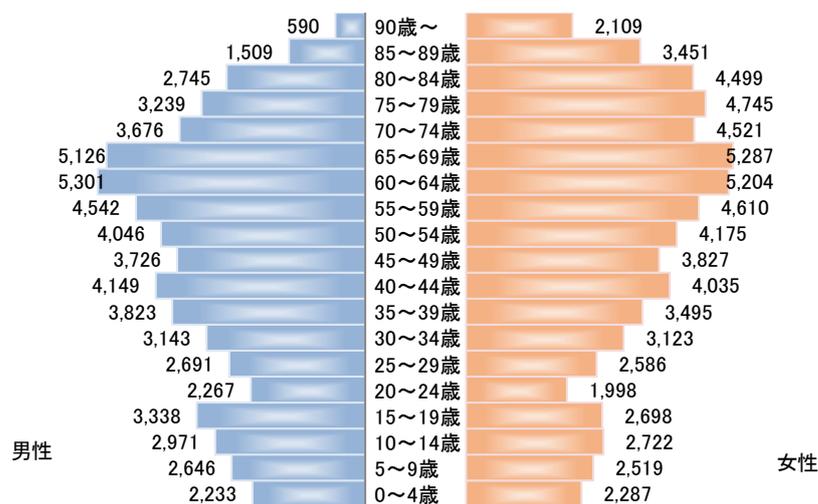
1980年（昭和55年）以降、総人口の減少が続き、それに比例して生産年齢人口（15～64歳）も減少が続いており、今後も減り続けるものと推計されます。



※「国勢調査」及び「社人研推計値」より

③年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）

2015年（平成27年）の年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに60代の人口が最も多くなっています。20～24歳の人口が少ないのは、進学や就職による市外への流出が多いことが要因と考えられます。また、15～49歳では、女性が男性より1,375人少なく、30歳未満がそのうちの7割を占めています。

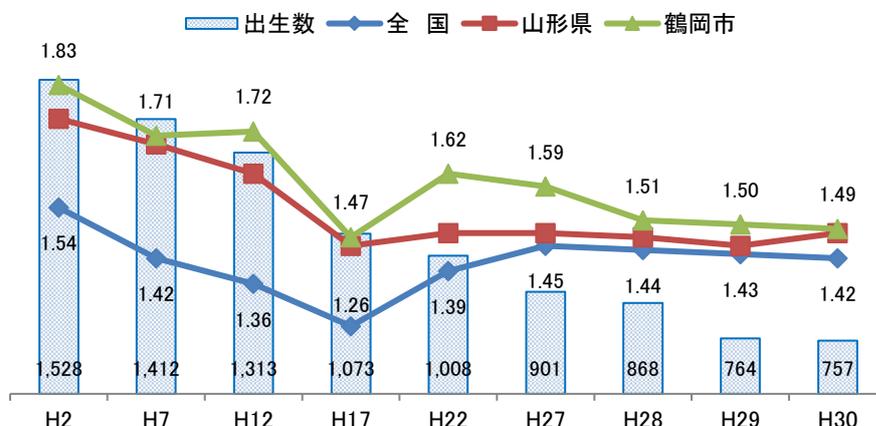


※「2015年（平成27年）国勢調査」より

④合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合算したもので、ひとりの女性が一生の間に産む平均の子どもの数に相当します。

本市の合計特殊出生率は、2005年（平成17年）までは下降していましたが、2010年（平成22年）以降は概ね同程度で推移し、2018年（平成30年）では国・県平均を上回る1.49となっています。出生数は年々減少しており、2018年は757人で、1990年（平成2年）と比較すると約30年で半数まで減っています。



※出生数：「山形県の人口と世帯数」より

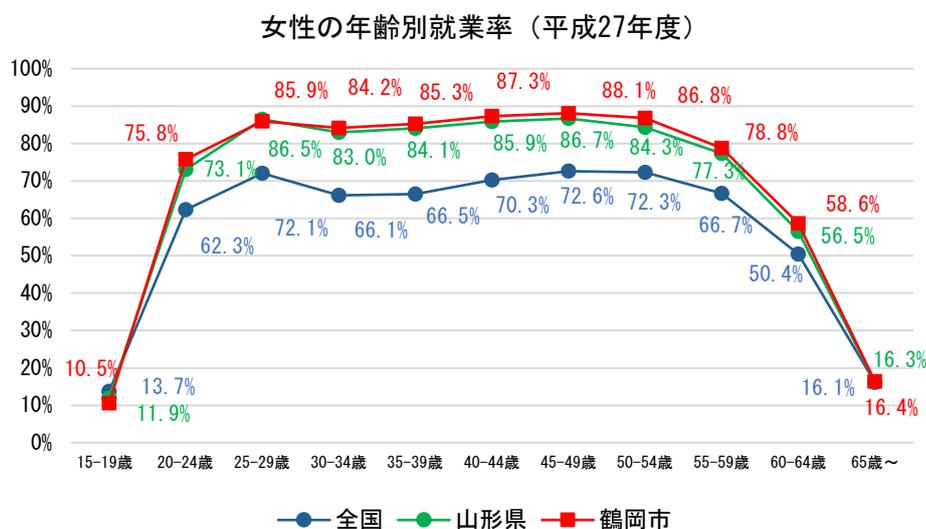
合計特殊出生率：「山形県保健福祉統計年報（人口動態統計編）」より

(2) 就業の状況

①女性の年齢階級別労働力率

本市の女性の労働力率（※）は51.1%で、全国平均（50.0%）を上回っており、山形県の平均（51.3%）とほぼ同様の水準です。出産・子育て期をみると、30～34歳の労働力率は84.2%で前後の年代と比較して低くなるものの、1%程度の落ち込みであり、出産・子育て期の女性労働力率が低下する現象「M字カーブ」の底は浅くなっています。

※労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者、完全失業者の計）の割合

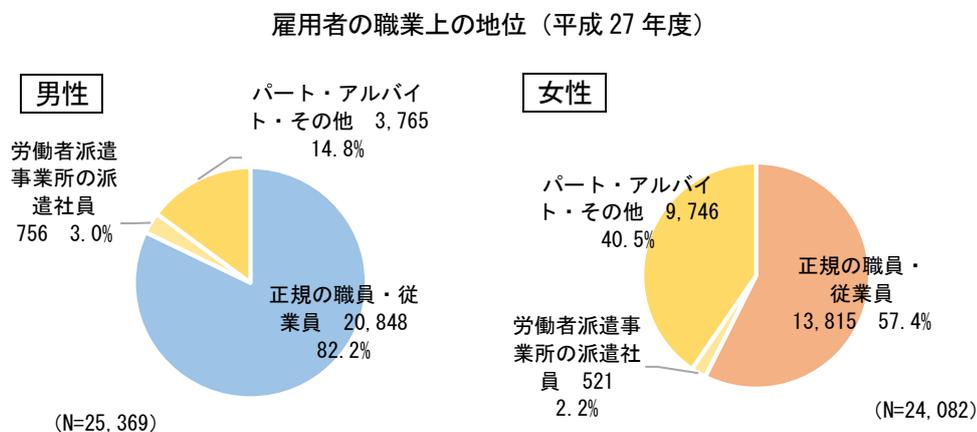


※「2015年（平成27年）国勢調査」より

②労働者の雇用形態

本市における雇用者（※）のうち、正規の職員・従業員は男性が82.2%、女性が57.4%となっています。一方で、派遣社員等とパート・アルバイト等を合わせた雇用者は、男性が17.8%、女性では42.7%であり、割合に開きがあります。

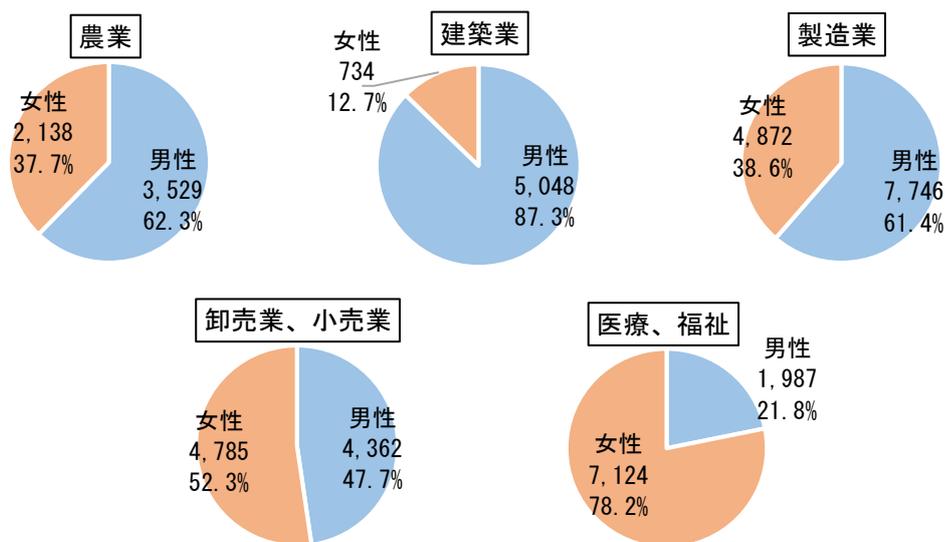
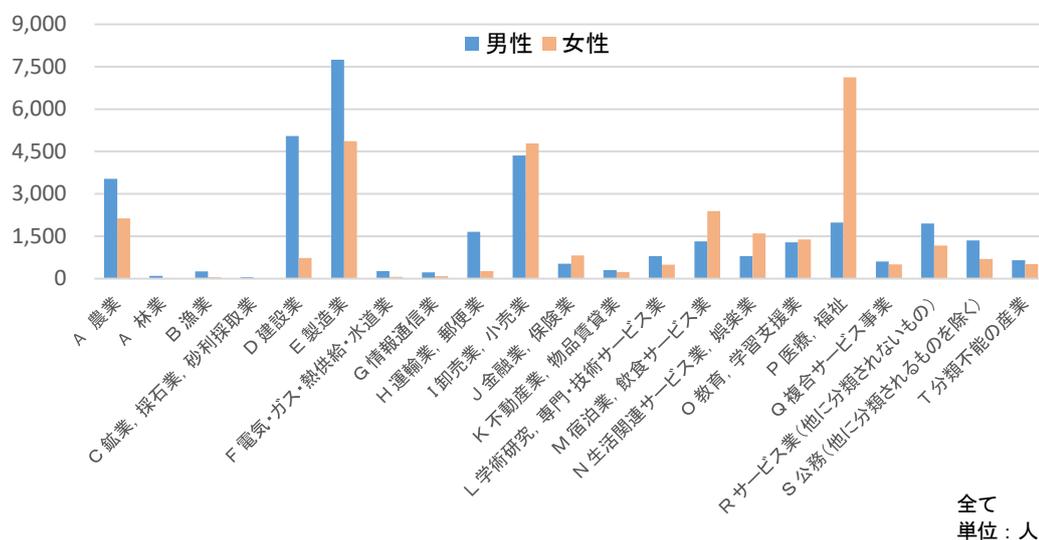
※雇用者…会社、団体、個人や官公庁に雇用される者で、役員でない者



※「2015年（平成27年）国勢調査」より

③産業人口

男女別に産業人口の状況を見ると、男性は、製造業、建設業、卸・小売業の順に就業者が多く、女性は医療・福祉、製造業、卸・小売業の順に多くなっています。



※「2015年（平成27年）国勢調査」より

④夫婦共働き世帯の割合

夫婦のいる一般世帯に占める夫婦ともに有業の世帯の割合は、59.1%と高く（平成27年度）、全国の都道府県中2番目に高い山形県全体の値を上回っています。

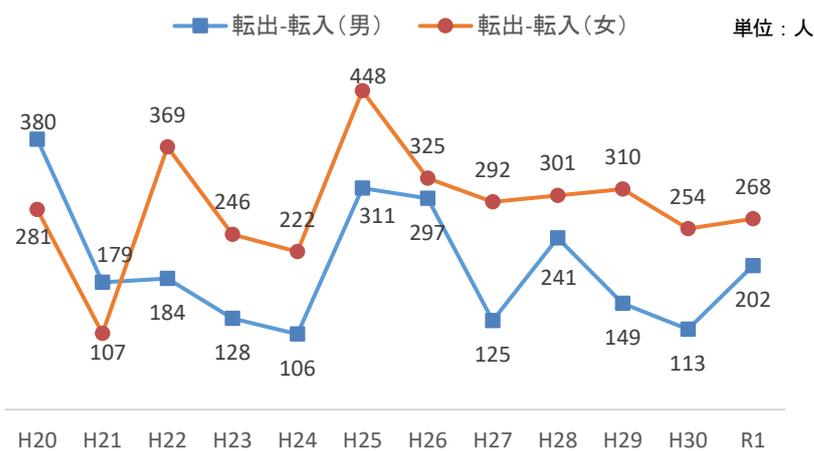
年度	全国	山形県	鶴岡市
平成17年度	44.4%	61.2%	59.4%
平成22年度	43.5%	55.1%	56.2%
平成27年度	48.8%	57.9%	59.1%

※各年度「国勢調査」より

(3) 社会増減の状況

①男女別転入・転出総数

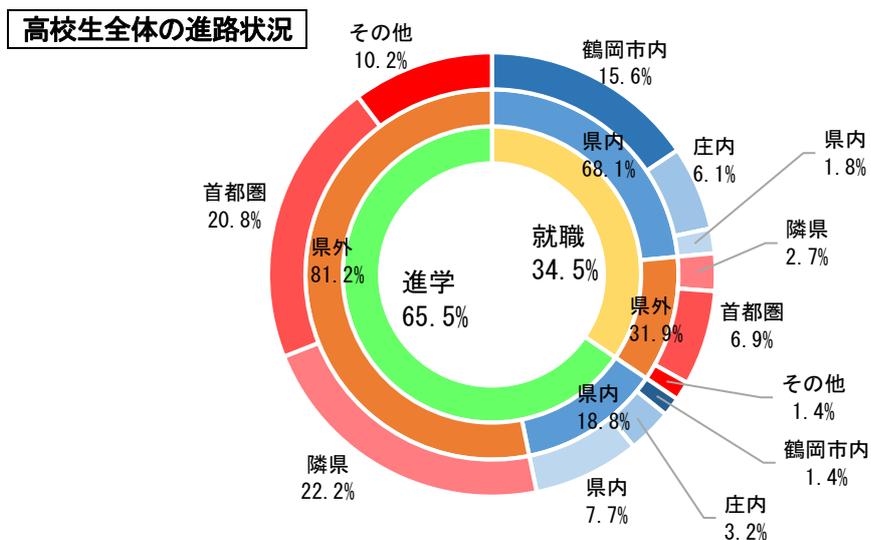
1980年（昭和55年）以降、一貫して転出者数が転入者数を上回る状態、いわゆる転出超過が続いています。2010年（平成22年）以降、女性の転出超過数が男性を上回る傾向となっています。



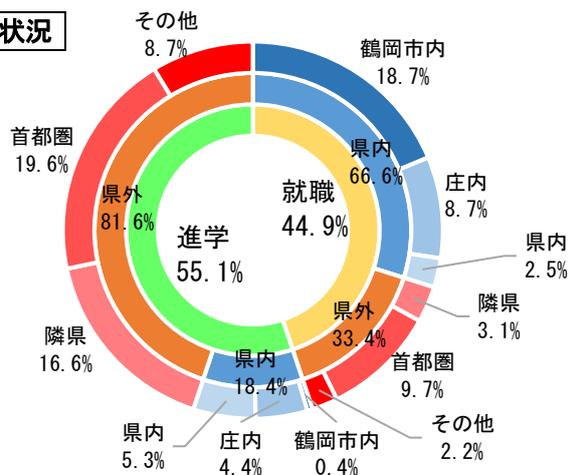
※総務省「住民基本台帳人口移動報告」より

②高等学校卒業者の進路

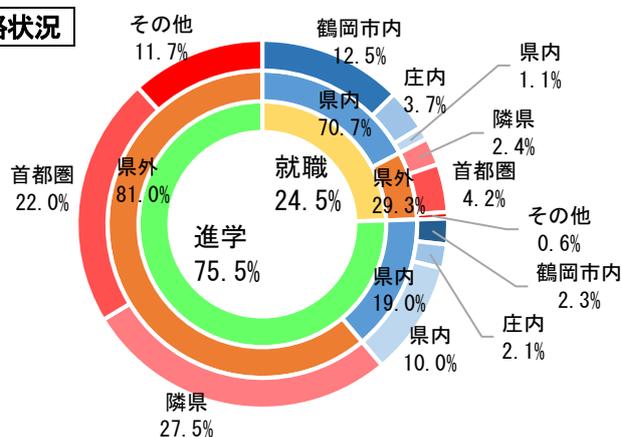
令和元年度（令和2年3月卒業）の高等学校卒業者の就職割合は34.5%、進学割合は65.5%であり、女子は進学の割合が75.5%と高くなっています。進学の場合に進学先が県外となる傾向が強いことにより、卒業生全体として約6割が県外へ転出しています。



男子の進路状況



女子の進路状況



※鶴岡市商工課「令和2年3月高等学校卒業業者進路状況調査」より

(4) 政策・方針の決定過程への女性の参画状況

① 審議会等における女性委員登用の状況

本市の審議会等（※）委員の女性割合については2割前後で推移しており、全国市町村平均、山形県内市町村平均より低くなっています。

※審議会等…地方自治法（第202条の3）に基づく付属機関としての審議会

年度	全国市町村平均	山形県内市町村平均	鶴岡市
平成28年度	26.0%	24.3%	17.7%
平成29年度	26.2%	23.4%	15.9%
平成30年度	26.6%	23.8%	21.1%
令和元年度	26.8%	23.3%	21.4%

※全国市町村平均：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より
山形県内市町村平均：山形県「男女共同参画白書 市町村男女共同参画推進状況」より

(5) 男女共同参画に関する意識

『令和元年度 鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査』調査結果（抜粋）

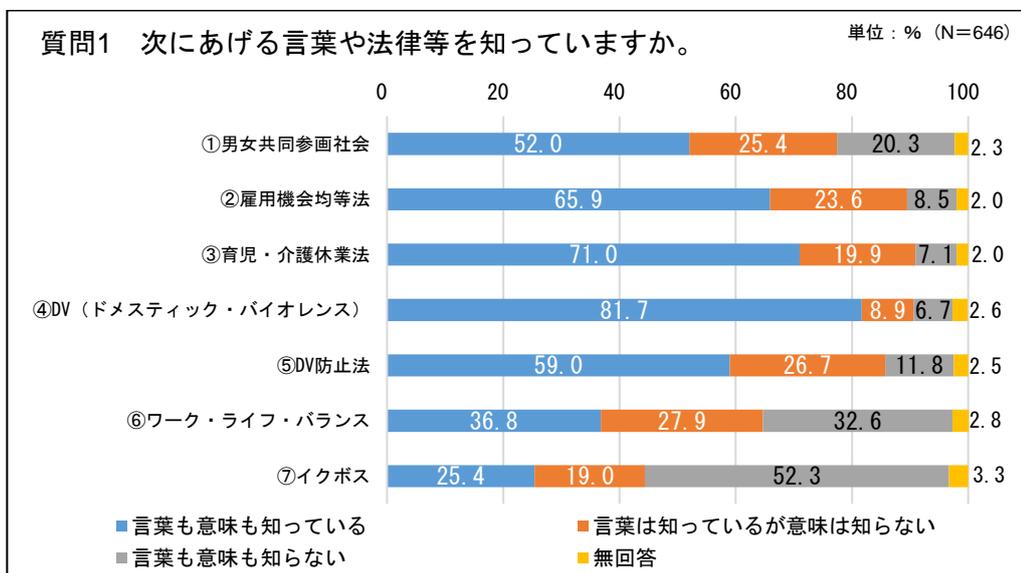
- ・調査期間： 令和元年 11 月 14 日～11 月 30 日
- ・調査方法： 郵送法（配布・回収）
- ・調査対象： 鶴岡市在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人
- ・回収数： 有効 648 票
- ・実施主体： 鶴岡市
- ・実施機関： 東北公益文科大学（地域共創・人材育成研究所）
- ・内 容： 8 テーマ（下記①～⑧）合計 23 設問

①男女共同参画社会について

〔質問 1〕言葉や法律等の認知度について、「男女共同参画社会」や「DV（ドメスティック・バイオレンス）」など 5 項目で、言葉もしくは意味を知っているとした回答が約 8 割となりました。一方で、「ワーク・ライフ・バランス」、「イクボス」については、言葉と意味ともに知らないとした回答がそれぞれ 3 割、5 割を超えています。

課題・ニーズ

- 「男女共同参画社会」等について、言葉そのものの認知は進んでいるが、意味まで理解している人の割合は向上の余地がある
- 「ワーク・ライフ・バランス」、「イクボス」については、それらのキーワードの普及から幅広く取り組む必要がある



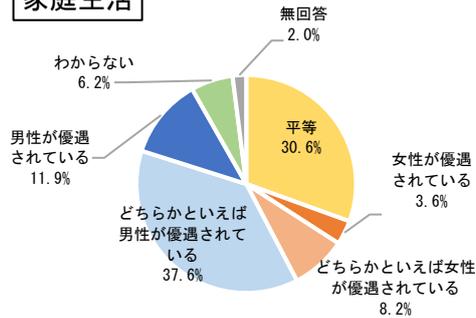
〔質問 2〕各分野での男女の地位については、「学校教育の場」で“平等”の回答が 6 割を超えています。その他では、「社会活動の場」や「法律や制度の上」で“平等”の割合が一定数あるものの、いずれも男性優遇（男性が優遇されている、どちらかといえば優遇されている、の合計）とする回答割合が高く、「政治の場」や「社会通念、慣習、しきたりなど」では男性優遇が 7 割を占めています。

課題・ニーズ

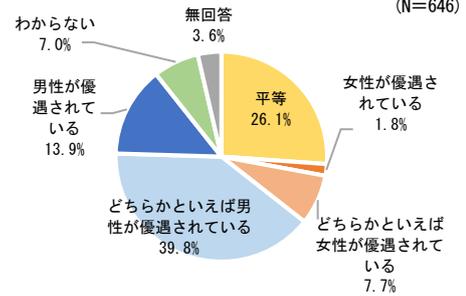
- 社会通念や慣習をはじめ家庭生活や職場など広い範囲で、男性優遇と認識される状況が存在している
- 家庭・職場・学校・地域などの各場面で平等の意識を高めるために、それぞれを対象として幅広く啓発が必要

質問2 次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか

家庭生活

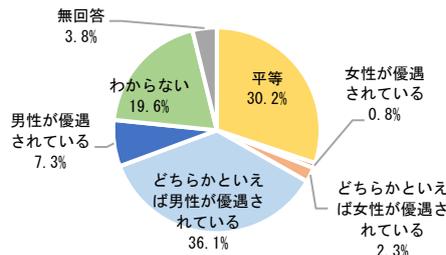


職場（家業、農業等を含む）

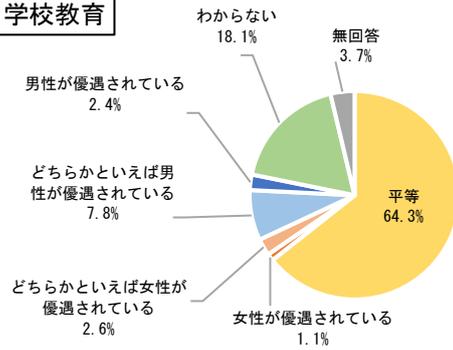


全て
単位：％
(N=646)

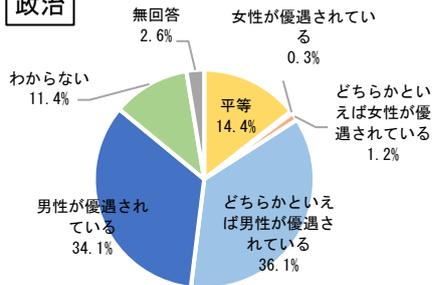
就職活動の場



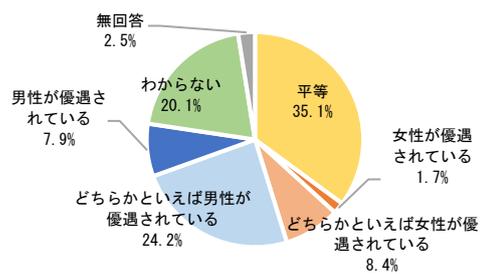
学校教育



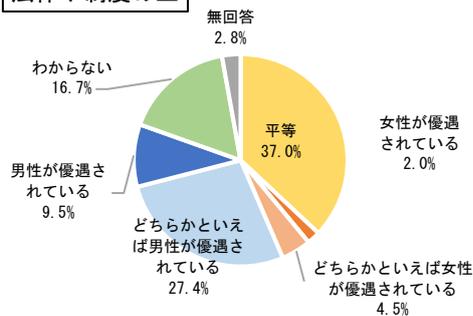
政治



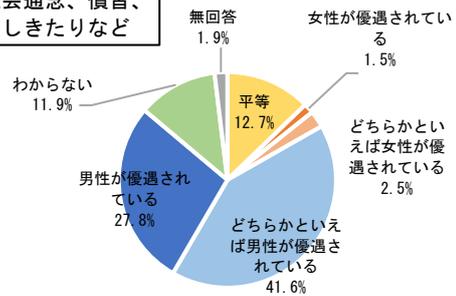
社会活動の場（PTAや地域活動など）



法律や制度の上



社会通念、慣習、しきたりなど

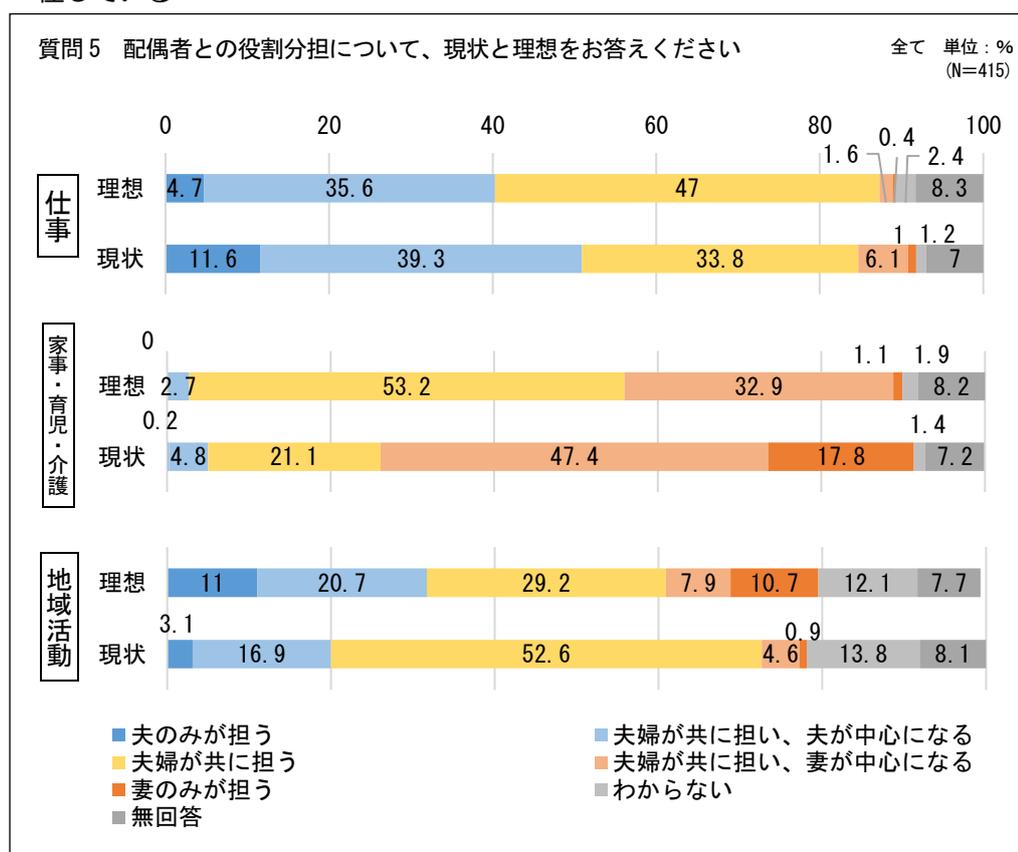


②生活のバランス等について

〔質問5〕 夫婦で生活の役割分担について、理想は“夫婦が共に担う”の割合が最も高くなりました。一方、現状は、「仕事」では“夫が中心になる”、「家事・育児・介護」では“妻が中心になる”がそれぞれ最多となりました。

課題・ニーズ

- 各場面において、夫婦が共に担うとする意識は一定程度浸透しているが、実態は、仕事は夫が中心、家事・育児・介護は妻が中心になるという「性別役割分担」が存在している

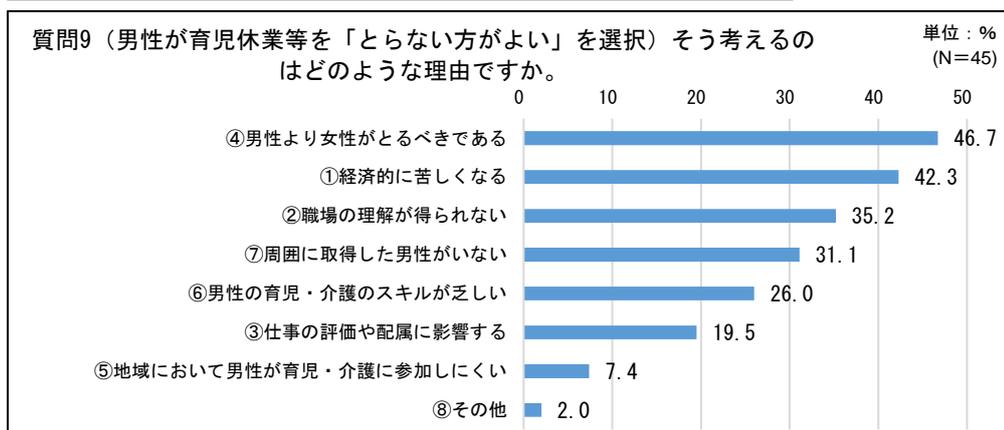
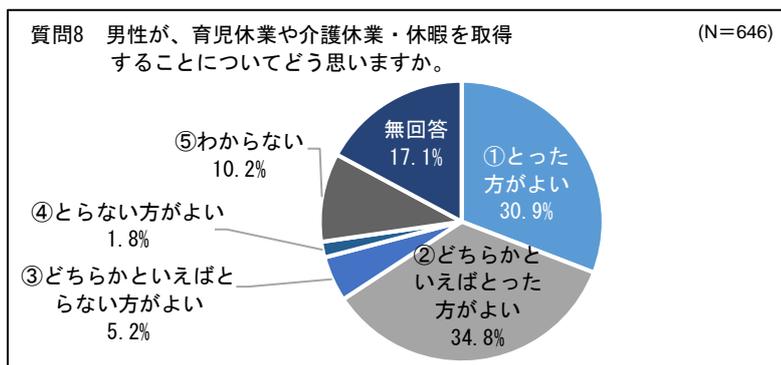


③就業環境・職場環境について

〔質問8、9〕 男性が育児休業等を取得することに対して、肯定的な回答は6割超となりました。一方、否定的な回答について、その理由は「男性より女性がとるべき」、「経済的に苦しくなる」、「職場の理解が得られない」の順に回答が多くなりました。

課題・ニーズ

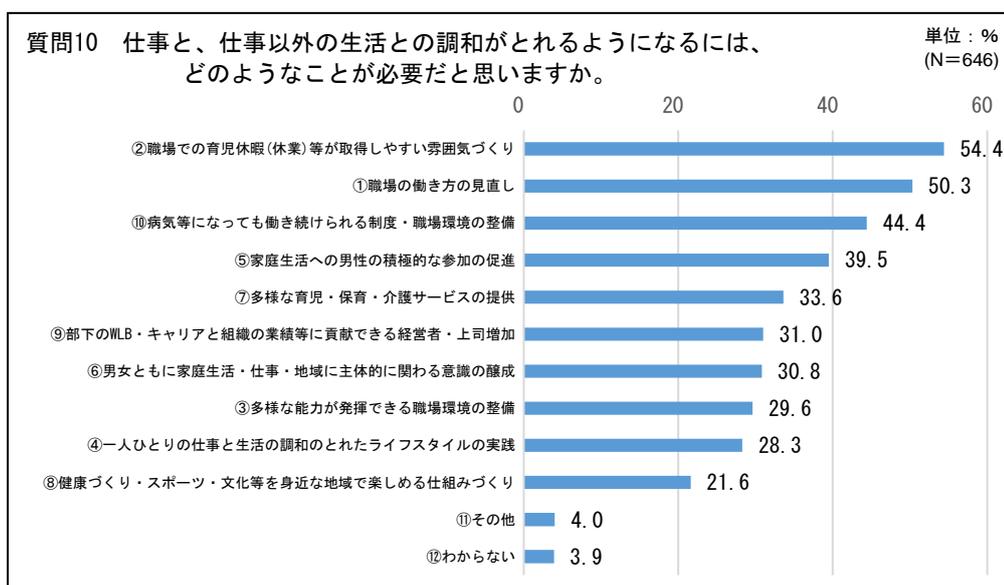
- 全体として、男性の育休取得に対する理解が得られているが、「女性がとるべき」との回答も一定数あり、本人や周囲の意識によって取得を思いとどまる状況が生じている可能性がある
- 取得しないほうがよいとする回答の理由には、本人の経済的な事情や職場の状況などの要因も挙げられており、周知啓発と環境整備等の一体的な支援が求められる



[質問 10] 仕事と家庭生活等の調和のために必要なことについて、「職場での育児休暇(休業)等が取得しやすい雰囲気づくり」、「職場の働き方の見直し」、「病気等になっても働き続けられる制度・職場環境の整備」が上位となりました。

課題・ニーズ

- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)向上のためには、休暇取得の促進や働き方見直しなど、職場での取組が幅広く期待されている

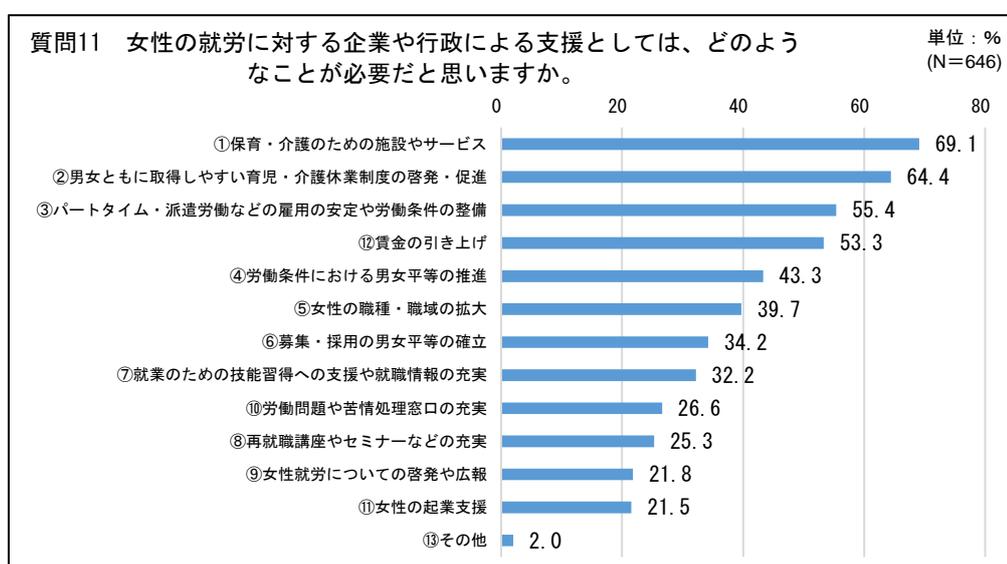


④女性活躍推進について

〔質問 11〕 女性の就労に必要となる支援について、「保育・介護のための施設やサービス」が約 7 割と最多で、「使いやすい育児・介護休業制度の啓発・促進」が 2 番目に多くなりました。また、パートタイム労働などの雇用の安定や賃金の引き上げについても回答割合が高くなりました。

課題・ニーズ

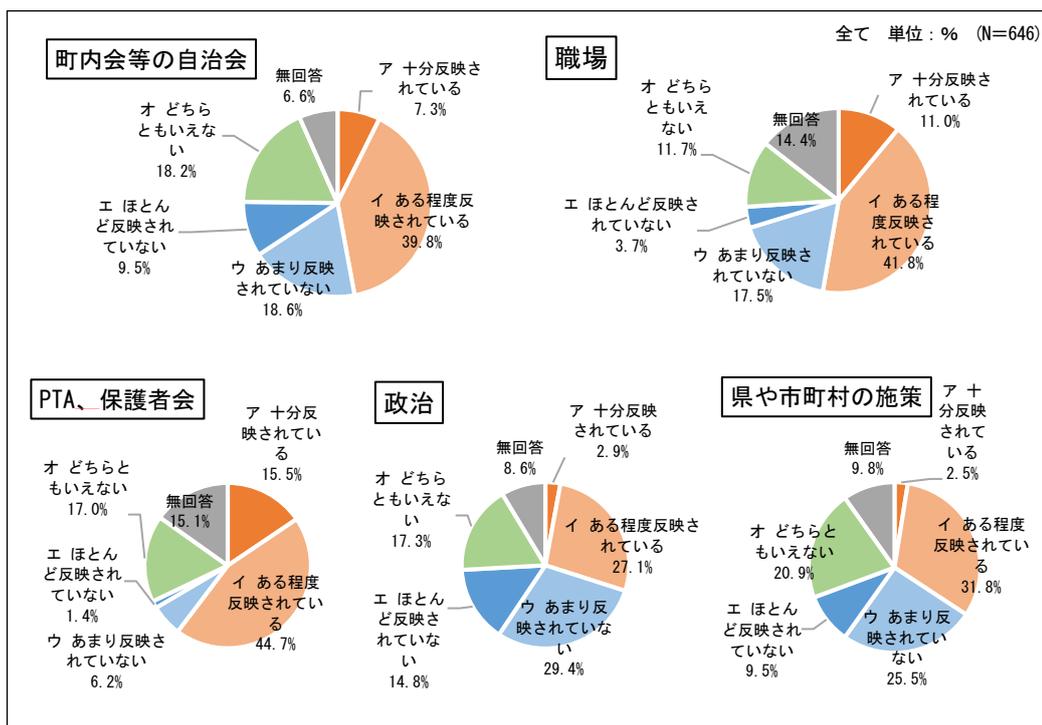
- 女性の就労に際しては、育児・介護と仕事との両立に関する支援が最も望まれており、労働環境の整備と足並みを揃えて施策を講じる必要がある
- 女性はパートタイム・派遣労働等で働く割合が高く、賃金を含む労働条件について男女間で差が生じていることが示唆されている



〔質問 13〕 女性の意見等の反映について、反映されている（十分反映されている、ある程度反映されている、の合計）との回答は「PTA・保護者会」で 6 割を超えて最多で、「職場」、「町内会等の自治会」が続きました。反対に、「政治」では、反映されていない（あまり反映されていない、ほとんど反映されていない、の合計）とする回答割合の方が 4 割超と高くなりました。

課題・ニーズ

- 政治や行政の施策について、女性の意見が反映されていないとの意識が強い
- 意見が反映されない理由として、女性リーダーが少ないことが主な要因の一つとされており（他の設問より）、政策・方針決定過程や指導的立場への女性の参画推進が求められている

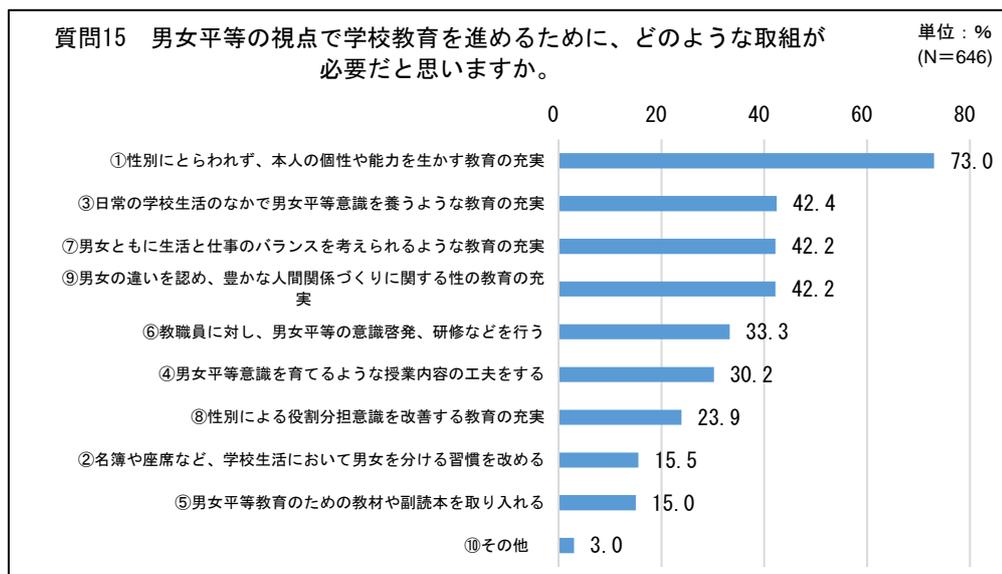


⑤学校教育について

〔質問 15〕 学校教育で必要とされる取組について、「性別にとらわれず、本人の個性や能力を生かす教育の充実」が7割超となり、次点の「日常の学校生活の中で平等意識を養う」(約4割)以下に差を付けて最多となりました。

課題・ニーズ

- 性別に関わらず、児童生徒本人の個性・能力を重視した教育について期待が寄せられている

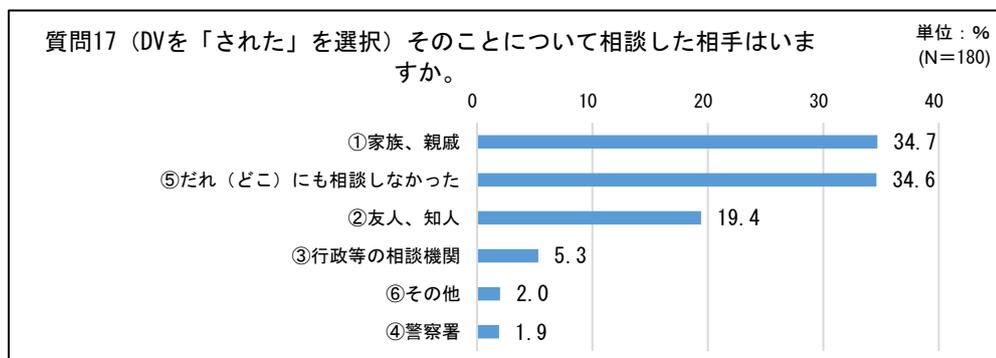
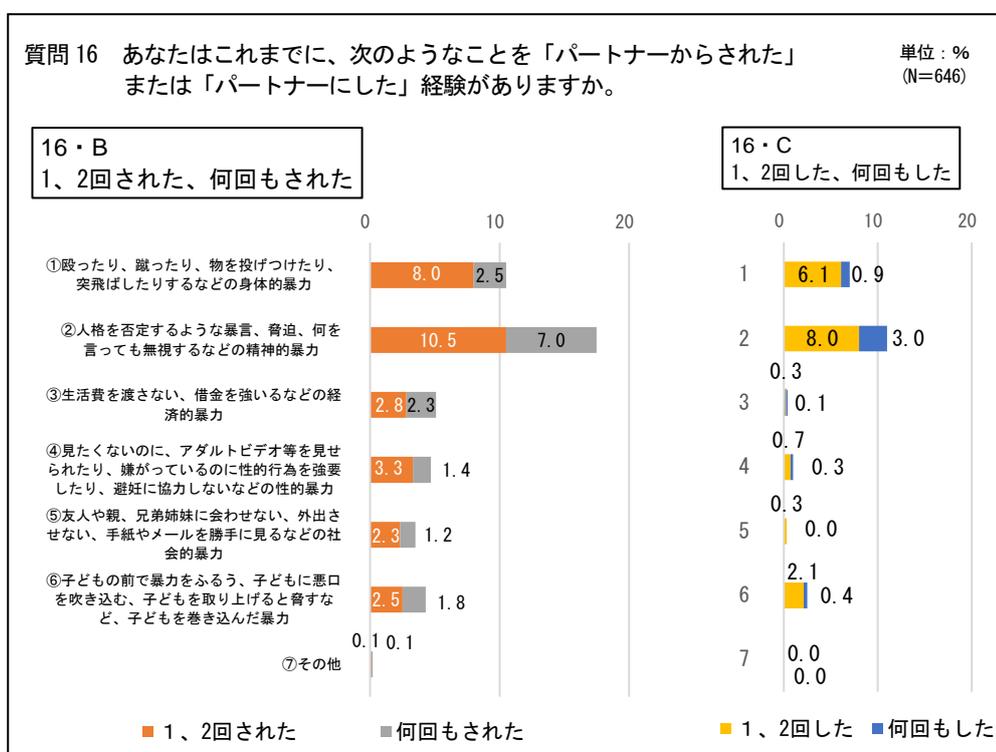


⑥DV（ドメスティック・バイオレンス）について

〔質問 16、17〕 DV の経験について、「暴言・脅迫・無視などの精神的暴力」が最多で、精神的暴力を“された”が約 6 人にひとり、“した”が約 10 人にひとり、の割合となりました。また、相談相手は家族・親戚が最多（約 3 割）でしたが、「相談しなかった」もほぼ同水準となっています。

課題・ニーズ

- 精神的暴力などの経験者は数人にひとりの割合で存在し、DV は誰にとっても無関係な問題ではなく、発生防止と被害への対応の両面での取組が重要となる
- DV 等をされた際に相談しないケースの存在が示唆されており、相談が解決につながる重要な行動であることの周知がより求められている



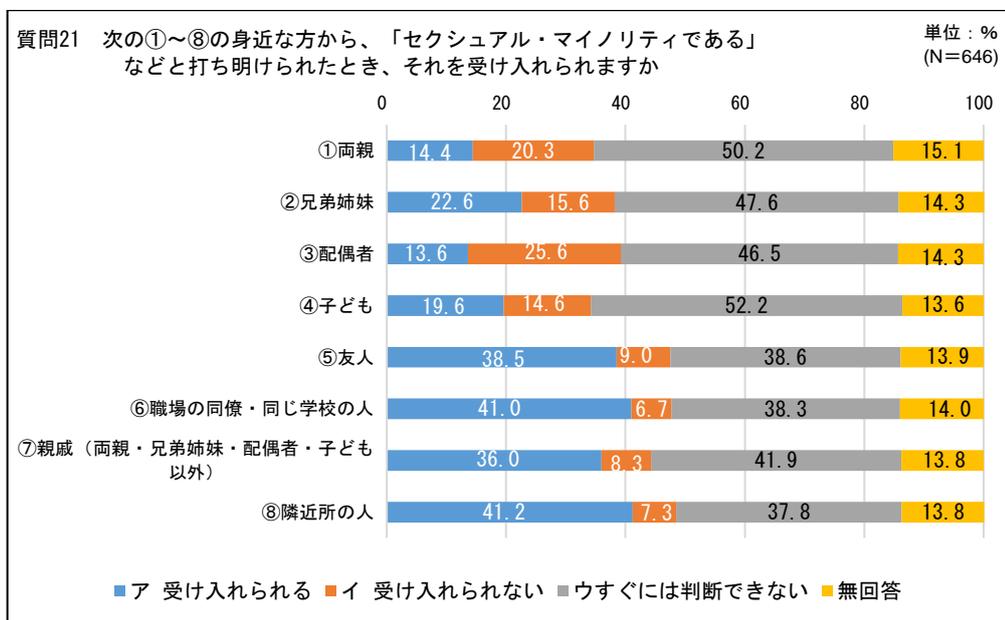
⑦LGBT 等性的少数者について

〔質問 21〕 セクシュアル・マイノリティ（※）であることの受け止めについて、打ち明けられた際に受け入れられる相手は「隣近所の人」が約 4 割で最多となり、続いて「職場の同僚・同じ学校の人」、「友人」が多くなりました。一方で、両親・配偶者・子ども等、身近な人ほど、すぐには判断できないとする割合が高くなっています。

※同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人

課題・ニーズ

- 全体として判断できないとする回答割合が高く、判断に必要な情報や考え方が普及していないことが考えられる
- 幅広い年代での理解を進めるため、LGBT 等に関する情報・知識を伝えることや、学校教育の中での具体的な取組等が必要とされている

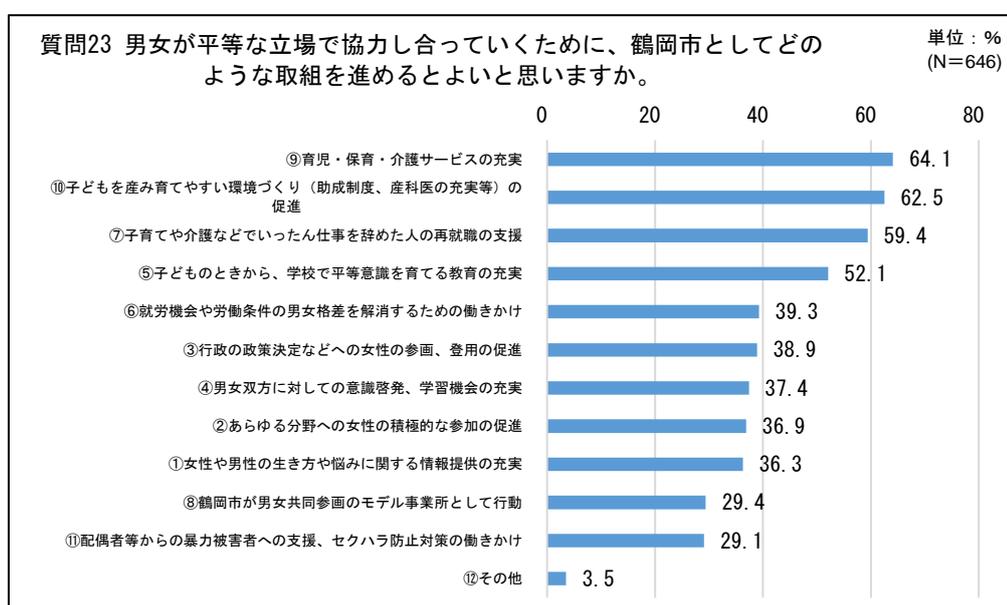


⑧行政による取組について

[質問 23] 市が進めるべき取組について、「育児・保育・介護サービスの充実」が約 65%と最多で、続いて「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「子育てや介護による離職者の再就職支援」、「平等意識を育てる学校教育」の回答割合が高くなりました。

課題・ニーズ

- 育児・保育への支援の充実についてニーズが高く、女性の就労支援に関する設問と同様の結果となっている
- 再就職支援に関する回答割合も高いことから、子育てや介護等により職を離れざるを得ない状況の存在が示唆されている



5 計画の施策の大綱（基本方針）

基本方針Ⅰ 男女共同参画意識の定着 **意識**

家庭・職場・学校等のあらゆる場所で、一人ひとりが性別によらず役割を担い、個性や能力が発揮できるよう、男女共同参画への理解の定着を図るための啓発や教育を進めます。

基本方針Ⅱ 一人ひとりが希望する働き方の実現 **働き方**

働きたい人の希望を叶え、本市で働くことの魅力を一層高めるための仕事づくりを推進するとともに、仕事と生活の調和が図られた働きやすい職場環境の実現に取り組みます。

基本方針Ⅲ 誰もが活躍できる地域社会づくり **地域**

地域コミュニティの活動や政策・方針の決定に関わる場面において、多様な人材が参画できる機会を確保し、より広く市民の意見が反映できる地域づくりを進めます。

基本方針Ⅳ 不安なく家庭生活を営むための環境の整備 **安心**

出産・子育てへの確かな支援をはじめ、生涯を通じた健康づくりに取り組み、心身ともに安心して生活を送れる環境を整備します。

6 計画の体系

基本方針	施策の方向	主な施策
意識 I 男女共同参画意識の定着	1 男女共同参画を促す継続的な情報発信と学びの機会の提供 【重点】	① 施策を推進する体制や、情報発信の拠点的功能を構築します ② 全世代に向け、幅広く学習機会の提供に取り組みます
	2 能力や個性を生かすための教育の推進	① 児童・生徒一人ひとりの能力や個性を生かした学校教育を推進します ② 学びや交流の機会を提供し、家庭での支え合いを支援します
	3 一人ひとりの違いを認め、参加を促す社会の実現	① 多文化共生の推進とともに、性的指向・性自認の多様性に関する情報発信に取り組みます
働き方 II 一人ひとりが希望する働き方の実現	1 仕事と生活の調和をもたらす柔軟な働き方の推進 【重点】 〈女性活躍推進法計画〉	① ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、事業主・労働者に向けた情報提供を行います ② 市役所における意識改革や働き方改革を推進します
	2 雇用機会の充実と待遇格差の縮減 〈女性活躍推進法計画〉	① 情報提供や相談対応の充実を図り、求職者の希望に沿った就職を支援します ② 様々な産業で、意欲的に事業に挑戦する人を応援します
	3 将来を担う人材を惹きつけるしごとの創出	① 高等教育研究機関や高い技術力・開発力をもつ企業の集積を生かし、付加価値の高い地域産業や魅力あるしごとづくりを促進します ② しごとの魅力を効果的に発信し、若者の地元定着・地元回帰を促します
地域 III 誰もが活躍できる地域社会づくり	1 女性の政策・方針の決定過程への参画の促進 【重点】	① 市の審議会等において、構成員の男女比率に配慮するなど適切な運営を行います
	2 地域活動への多面的な支援	① コミュニティ組織の運営や、地域活動の担い手・リーダーの育成を支援します ② 地域における女性の参画をより一層促し、その活動を支援します
安心 IV 不安なく家庭生活を営むための環境の整備	1 子育てする人、出産を希望する人への支援の充実 【重点】	① 子育て支援サービスや保育環境のさらなる充実を図ります ② 結婚・出産を望んでいる人を応援します ③ ひとり親家庭の生活の安定に向け、子育てや就労などの問題解決を支援します
	2 心身ともに健康な生活の確保	① 妊娠・出産への健康支援をはじめ、疾病予防対策や健康づくりに取り組みます ② 性に関する正しい知識の普及啓発と教育に取り組みます
	3 高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくり	① 高齢者が介護予防に取り組む機会や、生活を支える体制の充実を図ります ② 障害者の生活を支える環境整備と、社会参加の促進に取り組みます
	4 DVの防止と適切な被害者支援の実施 〈DV防止法計画〉	① 暴力への認識を深め、予防や適切な行動を促す教育・啓発活動に取り組みます ② DVなどの被害を受けている人を支援する体制を強化します

7 計画の内容

本市における男女共同参画の推進にあたり、4つの基本方針ごとに数値目標を設定し、主な施策・具体的取組として掲げた各事業等について着実に実施していきます。なお、各施策や数値目標については、社会情勢の変化や関係法令・方針に変更が生じた場合等、必要に応じて見直しを図るものとしします。

※数値目標について

数値目標		
評価指標	現状値	目標値
1. 男女の地位を「平等」と考える人の割合	31.3% (令和元年度)	50% (令和7年度)
2. 家庭教育支援講座を実施した施設の割合	46.6% (令和元年度)	63% (令和7年度)

- ・ 評価指標 基本方針毎に、計画の推進において特に重視する指標を2つずつ設定
- ・ 現状値 計画策定時の基準とする、現状で把握している数値
- ・ 目標値 本計画の計画期間（令和3～7年度）において達成を目指す数値

基本方針 I

男女共同参画意識の定着

数値目標

評価指標	現状値	目標値
1. 男女の地位を「平等」と考える人の割合 ※1	31.3% (令和元年度)	50% (令和7年度)
2. 家庭教育支援講座を実施した施設の割合 ※2	46.6% (令和元年度)	63% (令和7年度)

※1 「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和元年度)より。家庭生活、職場、学校教育、社会活動等 8 つの場面について、平等／女性優遇／男性優遇の意識を 5 段階で質問。8 つの各場面における「平等」の回答割合の平均値を評価指標として設定。

※2 「家庭教育支援講座」: 子育ての課題や悩みを解消するための学び・交流の機会として、市内小中学校、幼稚園、保育園、児童館等の施設において、地域主体で実施される講座。

施策の方向

I-1 男女共同参画を促す継続的な情報発信と学びの機会の提供

重点

本計画の取組の実効性を高め、本市における男女共同参画を一層推進するためには、地域全体への意識の浸透が不可欠です。性差に基づく偏見や固定観念は、家庭・職場・学校・地域活動等あらゆる場面を通じて形成されるもので、適切な認識を持てるためには、各場面で広範かつ継続的に啓発を行っていく必要があります。

市が令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査(以下、「市民意識調査」という)では、「男女共同参画社会」の認知度は7割を超えていますが、意味も含めて知っている人の割合は約5割にとどまっており、改めて男女共同参画意識の「定着」に向けた取組が必要となっています。また、こうしたテーマに関する市民の自主的な活動を促進するため、利用しやすい活動の場の整備についても希望が寄せられています。[統計等: 10、11ページ](#)

これまで以上に積極的な情報発信や、市民が活動しやすい場づくりを進めるほか、意見を反映するための機会の提供について取り組みます。

主な施策①



施策を推進する体制や、情報発信の拠点的功能を構築します

男女共同参画意識の一層の定着を図るため、周知啓発の主体である市役所の体制強化や、情報発信や学習等の活動を一体的に行う拠点機能の構築を進めます。

計画や施策に市民の意見を取り入れるため、男女共同参画推進懇談会を運営します。

具体的取組	
情報発信や学びを推進する拠点的功能の構築 ・ 男女共同参画に関する情報発信、活動支援等の中心的機能を担う拠点の整備 ・ オンラインの活用等も含めた幅広い周知啓発の実施	政策企画課
推進懇談会等の運営による着実な計画の進行管理 ・ 有識者等による懇談会（男女共同参画推進懇談会）の運営 ・ 市役所庁内で組織する推進会議、ワーキング等による計画の進行管理	政策企画課

主な施策②



全世代に向け、幅広く学習機会の提供に取り組みます

男女共同参画意識の高揚につながる市民に向けた学びの機会を提供します。

市単独での情報発信だけでなく、山形県の取組や国の運動期間等と足並みを揃え、より効果的な周知に取り組みます。

具体的取組	
関係機関との連携による広報・啓発活動 ・ 山形県男女共同参画センター「チェリア」の活動や県の取組と連携した積極的な広報活動 ・ 山形県男女共同参画推進員出前講座の周知及び活用の促進	社会教育課、政策企画課
自分らしい豊かな生き方を学ぶ講座の開催 ・ 春季講座、秋季講座、かがやき女性塾などの講座の開催 ・ 各講座での託児への対応や開催時間帯の配慮など受講環境の整備	中央公民館 (女性センター)
男女共同参画週間等を通じた一体的な周知の展開 ・ 「男女共同参画週間」期間における関係事業及び周知活動の一体的実施	政策企画課

庄内ちえりあ



情報はこちらから (Facebook)



山形県男女共同参画センター・チェリアの女性人材育成事業「チェリア塾」修了生による自主的なグループで、庄内地域にゆかりのあるメンバーで結成し、平成24年から活動を開始しました。チェリア塾での学びを生かし、性別の隔てなく一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりをめざして活動しており、会員相互の自己研鑽と男女共同参画に係る啓発活動を行っています。

地域に暮らす人たちが男女共同参画への理解を深め、誰もが自分らしく、生きやすい社会を実現するためのヒントとしてもらうことを目指し、各種講座を開催するほか、自治体等の事業運営にも協力しています。

平成27年度にはその取組が認められ、「山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰 チャレンジ賞」を受賞しています。

【主な取組】

- ・『女性のためのこころのケア講座』(H26～R1年)
女性を対象としたセルフケア事業
- ・『ジェンダー白熱教室』(H30～R2年)
社会をジェンダー視点で読み解く連続講座
- ・『男性セミナー 男のフラワーアレンジメント』(R1年)
男性の男女共同参画の意識啓発のためのワークショップ



施策の方向

I-2 能力や個性を生かすための教育の推進

性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、子どもの頃からの日々の生活や慣習、周囲の環境が与える影響により形成されているものと考えられます。

市民意識調査では、男女の地位について、学校教育の場では平等とする回答割合が6割超で最多でした。一方で、夫婦間の役割分担については、夫婦が共に担うことを理想としつつも、現状は、仕事は夫が中心、家事・育児等は妻が中心となる傾向となりました。また、学校教育での取組についての質問項目では、「本人の個性や能力を生かす教育の充実」を期待する回答が最多となりました。統計等：11、12、15ページ

子どもの成長過程において、家庭や学校をはじめ、それぞれの場面で適切な待遇・役割分担が実現されていることが重要となります。学校教育の場においては、男女共同参画に関する一層の意識醸成とともに、児童生徒の能力や個性を可能な限り生かすための教育の実践と環境づくりを進めます。また、子育て世代等に対して家庭生活の助けとなる学びや交流の機会を提供し、性別による固定的な役割分担意識の解消に取り組みます。

主な施策①

児童・生徒一人ひとりの能力や個性を生かした学校教育を推進します



道徳教育の充実を図るとともに、社会力と思いやりの心を育てる教育に取り組みます。

基本的人権の学習を通して、男女平等についての理解促進を図ります。

小中学校における男女混合名簿の普及を進めます。

具体的取組	
社会力と思いやりの心を育てる教育の推進	学校教育課
・ 道徳教育の充実 ・ 致道館教育の理念や鶴岡市子ども像の指導・啓発	
児童・生徒が将来の生き方を考える教育の推進	学校教育課
・ 各小中学校における地域の特色を生かし、地元愛着と多様な職業観を醸成するためのキャリア教育の推進	
男女共同参画に関する学習の充実や環境づくり	学校教育課
・ 基本的人権に基づいた男女平等の考え方を深める学習の実施 ・ 関係機関との連携による人権学習の充実 ・ 小中学校における男女混合名簿の普及推進と中学校の制服についての検討	

主な施策②

学びや交流の機会を提供し、家庭での支え合いを支援します



子育ての課題や悩みを軽減するための学びや交流の機会を設けます。

親子の交流や男性による家事の技能習得など、家庭生活に役立つ講座を開催します。

具体的取組	
各成長期に応じた子育て講座の開催	社会教育課
・ 各成長期の子育てにおける課題や悩みを解消し、地域ぐるみで子育てを応援する意識を醸成するための家庭教育支援講座等の開催	
親子のふれあいや男性の家庭生活への参画を促進する講座の開催	中央公民館 (女性センター)
・ 体験を通して親子がふれあう講座の開催 ・ 料理を通して男性が食を考える講座の開催	

施策の方向

I-3 一人ひとりの違いを認め、参加を促す社会の実現

一人ひとりの生活の中で、その性別に加えて、外国人あるいはルーツが外国にあることや、性的指向・性自認（性同一性）に関することで困難な状況に置かれることは防がなければなりません。

本市の外国人登録者数は、令和2年12月末現在、37か国、744人となっています。互いの文化や習慣の違いを理解し、多様な価値観を尊重しながら、あらゆる人にとって住みやすい地域づくりが求められており、本市在住の外国人へのサポート体制や受入体制の充実を図り、多文化共生のまちづくりを推進します。

市民意識調査では、LGBT(※)等性的少数者であるとの打ち明けがあった場合に、両親・配偶者・子ども等、身近な人ほど、「受け入れられるか判断できない」とする割合が高くなりました。[統計等：17ページ](#) 性的少数者等が自然な形で社会生活を送れるよう、誰もが性的指向・性自認（性同一性）の多様性に関する知識や理解を深める必要があります。

※ L…レズビアン：女性の同性愛者、G…ゲイ：男性の同性愛者、B…バイセクシュアル：両性愛者、T…トランスジェンダー：身体的性と性自認の不一致に対する違和など。これらの頭文字を合わせた言葉

主な施策①

多文化共生の推進とともに、性的指向・性自認の多様性に関する情報発信に取り組みます



多文化共生を推進するため、行政、生活情報の多言語化の促進や相談窓口での対応、日本語習得の機会を提供します。

国際交流を推進するため、各主体と連携した文化交流や都市交流を実施します。

性的少数者（LGBT等）への理解を促すための学びの機会を提供します。

具体的取組	
多言語による生活情報・災害情報等の提供	食文化創造都市推進課
・生活ガイドブック等の配布 ・ホームページやSNSを活用した各種情報の提供	
相談窓口開設や日本語教室の開催	食文化創造都市推進課
・多言語による相談窓口の開設 ・日本語教室の開催	

外国語講座や異文化交流事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・英・中・韓など外国語講座の開催 ・ワールドバザール等、市民主体の文化交流事業の実施 	食文化創造都市推進課
グローバル人材育成のための都市交流等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国際友好都市間における中学生相互交流の実施 	食文化創造都市推進課
性的少数者等への理解促進のための学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者等への理解を深め適切な対応を図るための研修の実施 	政策企画課

基本方針Ⅱ

一人ひとりが希望する働き方の実現

数値目標

評価指標	現状値	目標値
1. 15～64 歳女性の就業率 ※1	73.1% (令和元年度)	75.5% (令和7年度)
2. 市役所男性職員の育児休業取得率	0% (令和元年度)	50% (令和7年度)

※1 国勢調査より。「就業率」は、15～64 歳（生産年齢人口）女性の人口に占める女性就業者の割合。労働力人口と異なり、完全失業者を含まない。

施策の方向

Ⅱ-1 仕事と生活の調和をもたらす柔軟な働き方の推進

重点

働きたい人全てが生き生きと働くことができる環境づくりは地域社会・経済の活力向上にとって重要な意義があります。また、子育て、介護、社会活動等との両立を図りながら働き続けられることが、性別による役割分担の固定化を防ぐことにつながります。そのため、仕事での過重な負担を抑制し、家事、育児、介護等を男女がともに担い、私生活・家庭生活との適切なバランスを確保できることが重要となります。

本市の出産・子育て期の女性の労働力率は 80%台半ばと全国平均を 10 ポイント程度上回っており、出産・子育て期に就業率が下がる「M 字カーブ」の傾向は比較的小さくなっています。他方で、市民意識調査では男性による育児休業等取得に対して 6 割超が肯定的だったものの、山形県内の男性の育休取得率は 6.7%となっており、実際の育休取得に至るには課題があることが示唆されます。統計等：6、13

ページ、令和元年度山形県労働条件等実態調査

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、事業所の意識向上と啓発に取り組みます。また、市役所においても働き方の効率化や男性職員の育児休業取得を推進し、その取組について情報発信します。

主な施策①

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、事業主・労働者に向けた情報提供を行います



市内事業所による一般事業主行動計画（※）の策定率を向上するため、制度の周知を図ります。

妊娠中の女性労働者の保護や産前・産後休暇、育児休業制度などの理解を促進するため、市内事業所に対して各種支援制度の情報提供を行います。

※ 一般事業主行動計画…次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備や子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件整備などの取組について、従業員 101 名以上の事業所に対して策定・届出等が義務付けられている。

具体的取組	
一般事業主行動計画の策定の促進	商工課
・策定が努力義務となっている従業員 100 人以下の事業所に対し、山形労働局と協力した制度周知	
女性労働者対象の各種支援制度・実践事例の周知	商工課
・妊娠中の女性労働者の保護や産前・産後休暇、育児休業制度等の理解促進のため、市広報等を通じた事業所に対する周知	

主な施策②

市役所における意識改革や働き方改革を推進します



市役所において、ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施や、男性の育児関連休暇の取得率向上に取り組みます。

具体的取組	
ワーク・ライフ・バランス向上に向けた取組の促進	職員課
・年次有給休暇や夏季特別休暇等の取得促進 ・定時退庁日の取組に加え、事務室を消灯する取組「ライトダウンデー」の設定により超過勤務縮減の推進 ・プラスワン休暇取得の促進によるワーク・ライフ・バランス実践の推進	
職場・家庭における男女の固定的な役割見直しの促進	職員課
・性別による役割分担業務の見直し及び改善 ・男性職員の子育て休暇や育児休業取得等の促進	
業務効率化のための ICT 技術等の積極的な活用の促進	職員課
・働き方の新しいスタイル（オンライン会議やフレックスタイム制度など）の拡大と普及 ・RPA（※）導入による業務効率化の促進	

※RPA…ロボティック・プロセス・オートメーション。人間がこれまで行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

施策の方向

Ⅱ-2 雇用機会の充実と待遇格差の縮減

労働基準法及び男女雇用機会均等法によって、労働の場面での性別による差別的な取り扱いが禁止されており、法律上必要な環境整備のみならず、実質的な機会均等が確保される必要があります。さらに、働く場での男女共同参画の実現は、多様な視点による価値の創出や労働環境の見直しにつながるとともに、地域外から投資や人材を呼び込むためにも重要です。

市民意識調査では、女性の活躍に必要な施策としてパートタイム労働などの雇用の安定や、賃金の引き上げが挙げられたほか、市に望む施策として子育て・介護で離職した場合の再就職支援が上位となりました。これらの背景には、パートタイム労働等の非正規雇用において女性の割合が高く、不安定な就業状況や待遇面の男女間格差が生じていることが示唆されます。[統計等：6、14、18 ページ](#)

労働・雇用に関する諸法令・支援制度について、事業主と労働者の両者に対して周知啓発を図るとともに、求職者に対して、関係機関と連携してきめ細かな相談対応を実施します。また、本市企業における非正規雇用労働者の正社員への転換を推進します。農林水産業事業者や起業者をはじめ自ら事業を行う人に対しても、相談しやすい環境を整え、事業の高度化や経営安定等のための支援を幅広く行います。

主な施策①

情報提供や相談対応の充実を図り、求職者の希望に沿った就職を支援します



労働基準法や男女雇用機会均等法等、平等な待遇確保に必要な関係法令の内容や改正情報等について、広く周知を図ります。

関係機関との連携のもと就職相談及び内職相談を実施し、求職者が希望の仕事を見つけるための支援を行います。

本市で働く労働者の雇用安定と人材確保・定着を図るため、非正規雇用労働者の正社員への転換を推進します。

具体的取組

働く場での平等な待遇確保等の啓発

商工課

・労働基準法、男女雇用機会均等法など、平等な待遇確保に係る法令の改正等に合わせた内容の普及啓発

再就業支援制度の周知

商工課

・子育てしながら再就職を希望する求職者を対象に、山形労働局が実施する「マザーズハローワーク事業」の周知

家庭内の仕事を希望する人への内職相談・斡旋の実施	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡ワークサポートルームにおいて、家庭内の仕事に関する各種相談の受付及び斡旋、事業所訪問などを通じた求人情報の収集や情報発信の実施 	
就職予定者等の技能習得に対する支援	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・新社会人や就職を控えた若者を対象とした社会人に必要な知識やマナー、将来の生活設計などに関するセミナー等の開催 	
非正規雇用労働者の正社員転換の推進	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業で働く労働者の雇用安定を図るため、非正規雇用労働者の正社員転換を行った事業者に対して奨励金を支給 	

主な施策②

様々な産業で、意欲的に事業に挑戦する人を応援します



創業・開業する人をサポートするとともに、本市で新たな事業にチャレンジする機運を高めるための啓発に取り組みます。

農業の6次産業化や水産加工品の販売など、農林水産業事業者による取組への支援の充実を図ります。

具体的取組	
創業支援のためのセミナーや気運醸成イベントの実施	商工課
<ul style="list-style-type: none"> ・創業に必要な知識習得のためのセミナーやイベントの開催 ・新規創業者へのオフィス提供、コーディネーターによる相談指導等の実施 	
産直活動等につながる6次産業化等の取組の支援	農政課
<ul style="list-style-type: none"> ・山形県の6次産業化支援事業を活用した施設整備等の取組に対する支援 ・農産加工など6次産業化等の初期段階の取組に対する市独自の補助制度による支援 	
農林漁業者と中小企業者等の連携による新たな地域ビジネス展開や事業開発に対する支援	農政課
<ul style="list-style-type: none"> ・農商工観連携コーディネーターの配置やワンストップ窓口設置による情報提供等の支援 	
山形県漁協女性部による水産物加工等の取組への支援	農山漁村振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を通して漁協女性部等が開発を行った水産加工品の販売の促進 ・市所管の施設を無償で貸付し、漁協女性部等が考案・開発した飲食物の提供や加工品の物販が行えるカフェの運営への支援 	

施策の方向

Ⅱ-3 将来を担う人材を惹きつけるしごとの創出

本市では人口減少が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2040年までに約3割の人口減少が予測されています。主な要因として、高等学校等卒業者の多くが地域外に進学・就職し地元に戻ってこない、若者の転出が課題となっています。若年層人口が減ることで出生数減少が進み、今後人口減少がさらに加速する懸念が生じています。[統計等：8、9ページ](#)

こうした状況を変えるためには、若者の地元回帰の推進は最重要課題の一つであり、そのためには、若者にとって魅力のある産業や働く場の充実が必要となります。

本市には、高等教育機関や研究機関、ベンチャー企業を中心とする先進的のバイオ関連産業の集積や、ユネスコ食文化創造都市に認定された独自の食文化、農業経営者育成学校「SEADS（シーズ）」による農業経営支援の取組など、次代の産業を形作っていくポテンシャルがあります。これらの取組を推進し、若者をはじめあらゆる人材が活躍できる、魅力ある「しごと」を創出します。

主な施策①

高等教育研究機関や高い技術力・開発力をもつ企業の集積を生かし、付加価値の高い地域産業や魅力あるしごとづくりを促進します



研究開発や起業に挑戦する若い人材の育成・定着を図り、研究成果や新技術の事業化・高度化、ベンチャー企業の創出と育成を促進するため、高等教育研究機関等の研究活動を支援します。

具体的取組

生命科学を中核とした高度な産業集積の促進

政策企画課、商工課

- ・先端研究産業支援センターの拡張、新しい管理運営手法の導入、イノベーションを生み出す人材交流活動の展開による研究開発拠点の基盤形成を推進
- ・サイエンスパーク拡張や新産業団地造成に関わる調査検討の推進

主な施策②

しごとの魅力を効果的に発信し、若者の地元定着・地元回帰を促します



地域外に進学した若者の地元就職を促進するため、市内企業等の情報提供を行います。

若者の地元回帰を推進するため、本地域の児童生徒・若者に対して、成長過程

に合わせた教育や支援、情報発信を一体的に実施します。

農業の担い手の育成・確保のため、親元就農や新規参入者等に対する研修、就農基盤等の整備に対する支援を実施します。

具体的取組	
大学生等への地元企業の幅広い情報提供 ・ 就職活動を迎える大学生や地元就職を希望する求職者を対象とした地元企業の情報発信 ・ 鶴岡ワークサポートルームにおいて各種相談を受付	商工課
若者に向けた教育・交流事業・就職支援等の一体的な実施 ・ 「若者地元回帰プログラム」を構築し、キャリア教育、若者の交流事業、奨学金返済支援、就職支援等について関係機関の連携のもと推進	政策企画課
移住イベントへの出展等による移住相談や移住支援 ・ 首都圏等における移住イベントへの出展による移住相談・UIターン支援 ・ 専用サイトによる移住情報の発信	地域振興課
新たに農業にチャレンジする取組の支援 ・ 親元就農者や新規参入者等に対する就農に向けた各種研修機会の提供や参加経費等の助成 ・ 就農初期投資の負担軽減に向けたオーダーメイド型補助金等、市独自の補助制度による支援	農政課

－ 本市の活躍事例② －

鶴岡ナリワイプロジェクト

好きなことや得意なことを生かして地域の困りごとを解決する「小さな起業」を後押しする取組として、平成26年から活動しています。小額を稼げるビジネスを複数持つことなど、個々人の意欲や経験を地域の課題解決の場で発揮しつつ収入を得られる姿を目標として、勤めるという選択肢だけでなく新しい働き方の創出を支えています。

プロジェクトで開催する起業講座では、ビジネスの指南だけでなく、参加者の思いや経験の交換・共有を重視して進めており、本人の気づきを促しながら「ナリワイ」の担い手を育てています。参加者は30～40代の女性の割合が高く、講座の修了生は68人となっています。これまでに、講座修了者の54人が起業しており、バイリンガル育児講座や柿の葉茶の製造、野の草花のアレンジメントなど、生まれた「ナリワイ」の形は多岐にわたっています。

その意欲的な活動により、平成29年に「山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰 チャレンジ賞」を受賞しています。



【主な取組】

『ナリワイ起業講座』

期間：2～3か月

内容：授業

意見交換

ホームワーク 等

※2021年はオンライン開催

【 鶴岡ナリワイプロジェクト HP 】 <http://tsuruoka-nariwai.com>

基本方針Ⅲ

誰もが活躍できる地域社会づくり

数値目標

評価指標	現状値	目標値
1. 市の審議会等委員の女性比率 ※1	23.8% (令和2年度)	30% (令和7年度)
2. 地域防災アドバイザー女性登録者数 ※2	6人 (令和2年度)	8人 (令和7年度)

※1 「審議会等」は、地方自治法（第202条の3）に基づく付属機関としての審議会の他、市要綱により設置・運営される各種の審議会、委員会、懇談会等を含む。

※2 「地域防災アドバイザー」は、各地域での避難所運営や自主防災活動の活性化の支援のため、指導実績のある有資格者等を市がアドバイザーとして登録し、要請に応じて地域に派遣する制度。

施策の方向

Ⅲ-1 女性の政策・方針の決定過程への参画の促進

重点

少子高齢化や人口減少の進展、価値観の多様化が進む中、各分野において政策・方針の決定過程への女性の参画拡大が進むことは、男女が共に責任を担い、多様な民意を反映させる観点から極めて重要です。

本市における審議会等への女性の参画状況は21.4%（令和元年度末）となっており、市町村の全国平均27.1%、山形県内平均23.3%を下回っています。[統計等：9ページ](#) 一方、山形県内企業の管理職数に占める女性割合は約15.0%（課長相当職、令和元年度末）と、全国平均の9.3%と比較して高い傾向にあります。[山形県労働条件等実態調査](#)

政策・方針決定の過程における男女共同参画を進めるためには、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画できる環境づくりを進めることが重要です。政策・方針の決定過程への女性の参画を一層推進するため、市の各種審議会等委員への積極的な起用を働きかけるとともに、個性と能力を發揮して地域をけん引する女性リーダーを増やすための機運の醸成や人材育成に取り組めます。

主な施策①

市の審議会等において、構成員の男女比率に配慮するなど適切な運営を行います



各種審議会等委員への女性の積極的な起用に向け、男女比率への配慮について働きかけを強化します。

地域をけん引する輝く女性リーダーの育成を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画を促進します。

具体的取組	
市審議会等への女性の参画推進	総務課
・ 市政全体に性別に偏らない多様な意見を反映できるよう、各種審議会委員等の女性比率向上に向けた状況把握と働きかけの実施	
官民の女性リーダー育成のための意見反映の場づくり	職員課
・ 女性の意見や考え方を市の施策等に反映させる場づくりの支援により、ネットワーク形成や官民の女性リーダーの育成を推進	

施策の方向

Ⅲ-2 地域活動への多面的な支援

地域からの人口流出や少子高齢化、帰属意識の低下等による地域コミュニティの活動縮小などを背景として、地域が抱える課題は年々複雑化・多様化してきています。このような状況に対応していくためには、様々な視点から課題解決に取り組む必要があり、地域活動の担い手の多様化が図られることと同時に、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要となります。

市民意識調査では、地域活動で女性の意見が反映されているとの回答が約半数と高い傾向となった一方、女性リーダーの不在が課題の上位とされる回答結果もありました。[統計等：14、15 ページ](#) また、高等学校卒業者の進路については、女子の方が進学者が多いことで県外転出割合がより高くなっており、こうした女性人材が地元に戻り、地域でいきいきと活躍できる環境を整えることが、多様な担い手の参画につながります。[統計等：8、9 ページ](#)

引き続き地域の活動団体の組織運営や取組を支援するとともに、災害や感染症等応急対応の重要性がさらに高まっている防災分野をはじめ、幅広い場面で女性や若者など多様な担い手の育成と参画を促します。

主な施策①

コミュニティ組織の運営や、地域活動の担い手・リーダーの育成を支援します



将来を見据えた持続可能な組織づくりを実現するため、地域の活動団体の組織運営や特色ある取組を支援します。

地域活動の新たな担い手となる人材育成・確保のための研修会等の開催や、地域の活動団体等が行うリーダー育成を目的とした事業を支援します。

具体的取組	
住民自治組織の特色ある取組や運営体制強化の支援	コミュニティ推進課
<ul style="list-style-type: none">・住民自治組織総合交付金や広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金により、地域の状況に応じた特色ある取組を支援・まちづくり未来事業補助金を交付し、地域課題解決や地域づくりを推進・アドバイザー職員やコミュニティ支援員を配置し、地域住民の主体的な地域づくりを支援・ワークショップ開催などを支援し、地域の現状と課題共有の場づくりを推進・SNSの活用など新しい手法の導入によるコミュニティ活動を推進	
地域活動の担い手やリーダーの育成のための研修等の実施	コミュニティ推進課
<ul style="list-style-type: none">・住民の想いを引き出すファシリテーションカや、住民活動を支え、つなぐコーディネーションカなどを習得できる研修の提供・得意分野を活かした役割分担など、子育て中の方や現役世代でも参加しやすい地域活動の推進	

主な施策②

地域における女性の参画をより一層促し、その活動を支援します



地域活動における女性の参画・活躍を促進するため、女性主体の活動等に対し組織運営及び取組への支援を行います。

地域防災の現場への女性の参画をはじめ、女性リーダーのいきいきとした活躍を促進するための各地域の取組を支援します。

具体的取組	
女性が主体となるコミュニティ活動への支援	社会教育課、防災安全課
<ul style="list-style-type: none">・地域福祉や防災・防犯活動をはじめとした女性活動を支えるため、以下の組織等を支援<ul style="list-style-type: none">- 婦人会連合組織- 防犯協会各支部女性部- 交通安全母の会	

自主防災活動への女性の参加促進	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災指導者講習会の実施 ・ 地域防災アドバイザーへの女性の登録促進 	
女性の様々なサークルの活動支援	中央公民館 (女性センター)
<ul style="list-style-type: none"> ・ サークルが主体的な活動をするための相談受付及び情報提供 	

－ 本市の活躍事例③ －

鶴岡市地域防災アドバイザー



災害発生時の各地域での避難所運営や、自主防災組織による活動の活性化を支援するため、市では「鶴岡市地域防災アドバイザー」の登録制度を設けています。アドバイザーは、山形県防災士養成研修や鶴岡市自主防災組織ブラッシュアップ講習会修了者、本市自主防災組織に対し指導実績のある方に登録いただき、各地域の防災研修への派遣などを通じて、地域の防災力向上のため活動しています。

主に自治組織の研修や防災訓練の場面で、ハザードマップの確認や防災無線機器の操作指導、防災計画・マップ作成の勧奨など、専門性を活かした防災力向上に資する指導を行っています。

現在、アドバイザーとして男性 16 名、女性 6 名の合計 22 名が登録されており、女性アドバイザーも自治組織の活動に派遣され活躍しています。

【主な活動実績】 令和 2 年 7 月～令和 3 年 1 月
 研修等派遣回数 : 16 (自治会、自治振興会等)
 研修等延べ参加者 : 392 人
 講話・研修内容 :
 ハザードマップ確認、地区防災計画・防災マップ作成の推奨、屋外防災無線スピーカー操作方法、避難所におけるコロナ対策、女性リーダーの重要性、自主防災組織活動チェックシートの利用 等



基本方針Ⅳ

不安なく家庭生活を営むための環境の整備

数値目標

評価指標	現状値	目標値
1. 子育ての環境や支援への満足度について、5段階中「4点以上」と評価する保護者の割合 ※1	27.6% (令和元年度)	42% (令和7年度)
2. DVを受けたことを「相談した相手がいる」人の割合 ※2	61.5% (令和元年度)	80% (令和7年度)

※1 「子ども・子育て支援ニーズ調査」(令和元年度)より。未就学児の保護者が「子育ての環境や支援への満足度」について、1～5の5段階で評価(数値が大きい方が高評価)。

※2 「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和元年度)より。DVを受けたことがあるとした回答者の相談先について、6つの選択肢により質問。「相談しなかった」「無回答」以外の回答者を、相談相手がいる人として定義。(参考：15ページ)

施策の方向

Ⅳ-1 子育てする人、出産を希望する人への支援の充実

重点

地域社会の発展及び活力維持のため、将来を担う子どもたちの健やかな成長は不可欠であり、子どもを産み育てやすい環境を整えることが重要です。また、働きたい人全てが、子育てをはじめとする生活と仕事を両立して働き続けられることは、若者や子育て世代に選ばれるまちづくりの実現に直結します。

本市においては、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズ等に対応するための諸般の施策を講じていますが、その中で、保育所における待機児童の解消に係る課題や、家族構成の変化や地域の繋がりの希薄化により子育てに不安や孤立感を感じている家庭が少なくないなどの実情があります。

市民意識調査では、行政に求める取組として、「育児・保育・介護サービス充実」と「子どもを産み育てやすい環境づくり」が上位を占め、多様化が進む保護者のニーズに対応した子育て支援が望まれています。[統計等：18ページ](#)

子育て支援サービスや保育環境のさらなる充実を図るとともに、子育て世代の経済的な負担軽減と生活の安定に資する就労支援に取り組みます。あわせて、地域での支え合いにより結婚したい若者を支援する環境づくりに取り組みます。

主な施策①

子育て支援や保育環境のさらなる充実を図ります



多様化する保育ニーズに対応するため、子育て支援サービスの見直しや教育・保育の環境整備に取り組みます。

核家族や共働き世帯の増加などに対応するため、児童の放課後の居場所づくりに取り組みます。

具体的取組	
各種保育事業、育児相談体制・機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝・延長保育、一時預かり、病児病後児保育等の実施 ・ 子育て短期支援事業の実施 ・ 子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターの機能強化 ・ 学童保育所の開設、増設による受入体制の充実 	子育て推進課
学童保育所未開設地域での居場所づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の長期休業中に、地域住民が中心となり預かりを行う事業に対し、補助金を交付 ・ 地域住民の参画のもと、学習・体験活動の機会を提供する放課後子ども教室の開設 	子育て推進課、社会教育課、政策企画課

主な施策②

結婚・出産を望んでいる人を応援します



不妊治療の経済的負担の軽減を図り、治療と仕事が両立できる環境を整備します。

地域社会全体で独身男女の結婚に対する意識を高め、結婚に向けて後押しする環境づくりを推進します。

具体的取組	
不妊治療に係る経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療に係る経済的負担への支援として、特定不妊治療費の一部を助成（山形県助成金への上乗せ） 	健康課
つるおか世話焼き委員会等による婚活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ つるおか婚シェルジュによる個別のお見合い等の世話焼き活動 ・ 独身男女やその家族を対象とした結婚相談会、婚活イベント等出会いの機会を創出 	地域振興課

主な施策③

ひとり親家庭の生活の安定に向け、子育てや就労などの問題解決を支援します



ひとり親家庭への経済的な支援や交流機会を提供します。

ひとり親家庭の実情に応じ、母子・父子自立支援員がきめ細かな相談対応を行います。

具体的取組	
ひとり親家庭への経済的支援	子育て推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・離婚などによりひとり親となった児童を養育している世帯への児童扶養手当の支給 ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給により児童扶養手当受給者の就業を支援 	
ひとり親家庭の交流と生活向上を支援する講座の開催	子育て推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の情報交換の場となる体験イベントの実施 	
母子・父子自立支援員の配置	子育て推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子の相談に対応 	

－ 本市の活躍事例④ －

特定非営利活動法人 明日のたね



庄内地域の子育て支援団体の連携による活動を経て設立された NPO で、子育てに関わる人の不安を解消するための交流・相談の場の提供や、体験型学習事業の実施などを通じ、安心して子育てができる暮らしやすい地域社会づくりを目的に活動しています。

こどもの安心できる居場所であるとともに女性が気兼ねなく相談できる場の提供に取り組んでおり、困難を抱える人に寄り添って地域の子育てや多世代の交流を支える重要な存在となっています。

市内の団体・グループと連携した取組や行政機関等による事業への参画など多数の実績があり、平成 30 年には「やまがた公益大賞グランプリ」、平成 31 年には「スミセイ未来を強くする子育てプロジェクト スミセイ未来賞」を受賞しています。

【主な取組】

『体験・学びの事業』

こども大学（楽）、森のがっこう（自然体験事業）

『女性とこどもの支援事業（子育ての拠り所）』

子育てともにひろばの運営、イベント託児・お風呂託児事業、女性のよるず相談所

『地域ふれあい交流事業（居場所づくり）』

みんなで体操！いきいきサロン、居場所事業、講師・ファンリテーター派遣（地域活動・防災・自然遊び等）

『情報発信・広報事業』

庄内地域子育て情報サイト「TOMONI」の運営、TOMONI 通信、たねっこの発行



【明日のたね HP】 <https://tomotane.com>

施策の方向

IV-2 心身ともに健康な生活の確保

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。本市では、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のないきめ細やかな支援を行っているほか、市民の健やかな暮らしを実現するため、自ら健康を守るという意識の普及を図りながら疾病予防対策を推進しています。

本市の出生数は年々減少し、今後も少子化傾向が続くと予想されます。この状況が継続すると働き手である生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、これを補うために女性や高齢者の労働参加が増え、家庭生活に加えてその活躍の場がさらに広がることが予想されます。[統計等：4、5ページ](#)

ライフステージに応じた長期的、継続的かつ包括的な視点に立った健康の増進を支援するほか、疾病予防のための支援体制の強化を図ります。また、学校、行政、地域、家庭が連携し、児童生徒が学童期や思春期のうちから将来を考え、多様な希望を実現できるよう、医学的・科学的な知識に基づいた性に関する教育を実施します。

主な施策①

妊娠・出産への健康支援をはじめ、疾病予防対策や健康づくりに取り組みます



安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊婦検診や健康相談、子育てへの支援など、妊産婦の状況に応じてきめ細かな切れ目のない支援を行います。

生活習慣病の発症・重症化を予防するため、特定健康診査・がん検診等の受診率向上を図ります。

具体的取組	
安心して妊娠・出産するための支援	健康課
・ 妊娠届出時の妊婦健康診査受診票交付により公費助成の実施	
妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施	健康課
・ 子育て世代包括支援センターの機能強化による切れ目のない支援体制の充実	
・ 妊産婦等の孤立感解消を図るため産前・産後サポート事業の実施	
・ 産後の母子への心身のケアや育児サポートのため産後母子ケア事業の実施	

健康の維持増進を支えるための各種検診の実施

健康課

- ・生活習慣病予防のための特定健診及び生活習慣の改善が必要な市民への特定保健指導の実施
- ・若年期からの健康づくりに対する意識啓発のため、40歳未満で健診機会のない市民を対象とした若年者健診の実施
- ・各種がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の実施

主な施策②

性に関する正しい知識の普及啓発と教育に取り組みます



児童生徒の発達段階に応じ、性に関する知識の習得や互いの性の理解を促すための適切な指導及び啓発活動を実施します。

具体的取組

発達段階に応じた性に関する適切な指導の実施

学校教育課

- ・各小中学校の計画に基づく発達段階に応じた適切な指導の実施
- ・「いのちの教育」、「LGBT教育」、「ネットモラル教育」についての指導の充実

施策の方向

IV-3 高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくり

本市では、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指し、地域住民による見守りや支え合い活動を中心としたまちづくりを進めています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の65歳以上の高齢者人口は、2020年をピークにその後減少することが見込まれています。一方で、64歳以下の人口も減少し続けるため、高齢者人口の割合は上昇を続け、2040年には40%を超えると推計されています。[統計等：4ページ](#)

高齢者の暮らしの支援について、介護予防と社会参加、生活支援を一体的に推進するほか、身近な場所での介護予防実践など地域における取組の充実を図ります。また、障害に対する理解を広めるとともに、相談支援体制の充実や生きがいと喜びが持てるような就労への支援、生活環境などの基盤整備を行います。

主な施策①

高齢者が介護予防に取り組む機会や、生活を支える体制の充実を図ります



年齢を重ねても健康で自分らしく暮らすことができるように、高齢者が自主的、継続的に介護予防に取り組める場をつくります。

生涯学習及びスポーツ、自主活動への参加の機会を充実させ、これまでの知識・経験を生かして活動的な生活を送れるように支援を行います。

具体的取組	
地域生活を支え合う仕組みづくりの推進	地域包括ケア推進室
・生活支援コーディネーターと地域住民や多様な関係者・団体が連携した支え合いの仕組みの創出 ・住民主体による通いの場や生活支援等の「担い手」を養成する担い手養成研修会の開催	
地域包括支援センターの運営	長寿介護課
・地域住民の福祉サービスに関する相談の総合的な受付及び相談内容に応じた関係機関等の支援及び制度利用への案内 ・地域に密着した拠点として地域包括ケアシステムを推進	
介護者自身の負担軽減のための交流や介護相談、学び合いの機会の提供	長寿介護課
・介護相談及び介護について学ぶための介護者相互の交流会の開催 ・介護サービスを利用せずに中重度の要介護者を介護する家族への慰労金の支給	

生活を支援するサービスや住民主体の介護予防活動等の仕組みづくりの推進	長寿介護課
<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の「介護予防通いの場づくり」の推進及びより効果的で継続可能な介護予防活動の実践 ・軽度の要支援者の生活支援を地域で支える、住民主体サービスの推進 	

主な施策②

障害者の生活を支える環境整備と、社会参加の促進に取り組みます



障害のある人が、地域のなかで安心して生活することができるよう、障害に対する理解促進や差別解消のための啓発を行います。

障害のある人自らの選択と決定により、就労による自立を目指し、社会のあらゆる活動への参加が可能となるよう、就労支援や、各種社会参加活動のための支援を行います。

具体的取組	
障害理解促進及び差別解消推進のための啓発の実施	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報やホームページを活用した啓発活動の実施 ・市民・事業所を対象とした障害理解・差別解消の講演の機会提供 	
手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者の講演参加や各手続きの支援として、手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣 	
福祉タクシー券の交付、障害者自動車改造費の助成	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の外出支援として、タクシー利用、給油費の一部を助成 ・障害者の社会参加及び就労支援促進のため、自動車改造費の一部を助成 	

施策の方向

IV-4 DVの防止と適切な被害者支援の実施

性暴力、配偶者等からの暴力をはじめとする暴力は、重大な人権侵害であり、被害者の心に与える影響や生活への支障が懸念される深刻な問題です。市民一人ひとりがDV（ドメスティック・バイオレンス）※1等について正しい認識を持つことは、DVの発生予防、被害者自身の早期相談につながるほか、友人などを介した相談・通報や児童虐待の早期発見・早期対応、被害者支援につながります。

これまで、山形県や関係機関と連携し市民への周知啓発に努めるなか、市民意識調査では「DV」の言葉の認知度は9割超と高い水準となり、多くの市民が認知している結果となりました。一方で、他の調査項目では、「DVをされても、相談しなかった」との回答割合が34.6%となるなど、DVへの対処に関する意識付けに加え、相談窓口の認知や相談のしやすさに課題があることが示唆されています。

統計等：10、16ページ

DVやデートDV※2を許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点を置いた意識啓発や人権尊重の意識を高める教育及び啓発を進めます。さらに、被害者等が安心して早期に相談できるよう、相談しやすい体制を整備するとともに、相談窓口の周知を強化します。

※1 配偶者等の親密な関係にある者・あった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為のこと。

※2 婚姻関係にない10代～20代の交際関係にある者またはあった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為。

主な施策①

暴力への認識を深め、予防や適切な行動を促す教育・啓発活動に取り組みます



「DV」、「デートDV」の言葉と意味を正しく認識するため、関係機関と連携し、市民を対象とした啓発活動を強化します。

子どもたちを被害者にも加害者にもしないための若年層に向けた予防教育を推進します。

具体的取組

多様な手段・機会を活用した啓発活動の強化

子育て推進課
政策企画課

- ・山形県のDV・デートDV防止啓発用リーフレットの配布先拡大
- ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」を中心としたパープルリボンキャンペーンの実施
- ・市の広報やホームページ、SNSを活用した啓発活動の実施
- ・男性も含め、高齢者や障害者、外国人等へのDV・デートDV防止の啓発
- ・市民を対象とした講座や講演の機会提供

子どもへの暴力を防ぐための理解共有と適切な対応の実施 学校教育課

- ・ 子どもの虐待防止に向けた共通理解の促進と早期発見、即時対応の実施
- ・ 庁内や関係機関との連携による支援体制の強化、啓発活動の実施
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知
いちはやく

主な施策②

DVなどの被害を受けている人を支援する体制を強化します



被害者が安心して早期に相談できるよう、相談しやすい体制を整備し、その周知に努めます。

具体的取組

関係機関と連携した周知等による早期相談の促進

子育て推進課

- ・ SNS等を活用した相談窓口の周知
- ・ DV相談ナビダイヤル「8008」、はれれば「DV相談 +」プラスの周知

8 計画の推進

本計画の取組を実行し目標を達成するため、計画の進行管理を行う体制を整備するとともに、関係する各主体との連携を図ります。

(1) 推進体制

計画の一層の推進を図るためには、確実な取組の進行管理及び多様な視点に基づく意見の反映が重要となります。本市では、主に以下の3つの機会を設け、計画の実施状況の評価・検証や施策の検討等を行います。

①鶴岡市男女共同参画推進懇談会

本市の男女共同参画の推進にあたり、幅広い視点から意見交換を行い、取組の方向性やよりよい推進策を検討するため、学識経験者や市民団体の関係者等で構成する懇談会を開催します。

②鶴岡市男女共同参画推進会議

計画の進行管理及び男女共同参画に関する施策の推進のため、副市長を委員長、市関係部局の部課長等を委員として組織する推進会議を開催します。

③男女共同参画推進ワーキング

進行管理に必要な事項や具体的な取組等に関する検討のため、市関係部局の担当職員等によるワーキングを実施します。

(2) 国・県・他自治体・関係機関等との連携

国の男女共同参画基本計画（第5次）や山形県男女共同参画計画等に定められた方針に沿った取組の実施をはじめ、情報交換や事例の共有等を通じて関係機関との連携を図り、取組の効果的な実施に努めます。

(3) 企業等との連携

個々人の生活において労働の場面が占める割合は大きいものであり、労働環境の整備や柔軟な対応の促進等について、基本方針Ⅱの取組を中心として、企業等の理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

(4) 市民や各種団体等との連携

男女共同参画の推進にあたり、市民一人ひとりが持つ意識が非常に重要であるため、各相談窓口に寄せられる意見や関係団体等との情報交換、意識調査の実施等を通じて、男女共同参画に関する意識や意見、ニーズを把握し、計画や取組への反映を図ります。